

避難所運営 コース



- 「避難所運営」コースを始めます。

避難所は「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となり、また「在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点」となることを理解する。

避難所運営のために必要な基礎知識と実施すべき業務の内容、方法について学ぶ。

「避難所の質の向上」をはかるために事前に定めておくべき事項や準備すべきことを理解する。



- 災害が起こると、避難所は「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となり、また「在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点」となります。
- そのため、「避難所の質の向上」に取り組むことで、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支えることが重要となります。
- 段階的かつ確実に、「質の向上」を目指すことは、避難所の運営のための支援・調整を担う市町村の責務といえます。
- このコースでは、災害時の避難所運営のために必要な基礎知識と実施すべき業務の内容、方法について学び、「避難所の質の向上」をはかるために事前に定めておくべき事項や準備すべきことを理解することを目的としています。
- 避難所における感染症対策も重要なテーマですので、留意すべき点を示します。

- ユニット1: 避難所運営の概要
- ユニット2: 運営体制の確立(平時I)
- ユニット3: 運営体制の確立(平時II)
- ユニット4: 避難所の運営(発災後I)
- ユニット5: 避難所の運営(発災後II)
- ユニット6: 避難所の運営(発災後II)
- ユニット7: 避難所の運営(発災後IV)
- ユニット8: 避難所の運営(発災後V)
- ユニット9: 特別なニーズへの対応
- ユニット10: 避難所の運営管理
- 特別編: 新型コロナウイルス感染症対策



- このコースは3つのユニットより構成されています。
- ユニット1では、避難所の法的位置づけについて学びます。
- ユニット2では、発災時の避難所の運営について学びます。
- ユニット3では、平時からの避難所運営体制の確立について必要な事項について学びます。

ユニット1

避難所運営の概要





「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となる避難所で
の生活には課題が多く、質の向上が必要である

避難所について

- 避難所は「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となり、
また「在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点」となる。

避難所の実際と「質の向上」の必要

- 東日本大震災の各避難所では、水、食料、トイレ等が不十分で、暖房は限定的であり、
狭い空間での生活によって、多くの避難者が体調を崩す恐れと隣り合わせの生活で
あった。
- 避難者の健康維持を目標に、「避難所の質の向上」に取り組むことで、避難者の健康
を守り、その後の生活再建への活力を支えることが重要

- 災害が起こると、避難所は「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となり、また「在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点」となります。
- しかし、東日本大震災では、避難所における「生活の質」には課題が多く、水、食料、トイレ等は不十分で、暖房は限定的であり、狭い空間での生活によって、多くの避難者が体調を崩す恐れと隣り合わせの生活でした。
- こうしたことを踏まえて、避難者の健康維持を目標に、「避難所の質の向上」に取り組むことで、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支えることが重要となります。
- 段階的かつ確実に、「質の向上」を目指すことは、避難所の運営のための支援・調整を担う市町村の責務といえます。

1. 避難所運営業務における対策項目の概要について学ぶ

7

平時・災害時の避難所運営業務に関する対策項目について理解し、取り組むべき業務を行う

避難所運営に関する主な業務

主項目	対策項目一覧	
運営体制の確立	- 避難所運営体制の確立 - 避難所の指定 - 初動の具体的な事前想定	- 受援体制の確立 - 帰宅困難者・在宅避難者対策
避難所の運営	- 避難所の運営サイクルの確立 - 情報の取得・管理・共有 - 食料・物資管理 - トイレの確保・管理	- 衛生的な環境の維持 - 避難者の健康管理 - 寝床の改善 - 衣類 ・ 入浴
ニーズへの対応	- 配慮が必要な方への対応 - 女性・子供への配慮	- 防犯対策 - ペットへの対応
避難所の解消	避難所の解消に向けて	



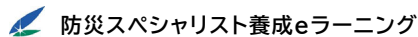
防災スペシャリスト養成eラーニング

- 平時・災害時の避難所運営業務に関する対策項目について理解し、取り組むべき業務を行いましょう。
- この図に従って説明します。
- 避難所運営に関連する業務には、主に「運営体制の確立(平時)」「避難所の運営(発災後)」「ニーズへの対応」「避難所の解消」の4項目に関する業務があります。
- 平時から、「避難所運営体制の確立、避難所の指定、初動の具体的な事前想定、受援体制の確立、帰宅困難者・在宅避難者対策」を行い、「運営体制を確立」する必要があります。
- 災害時には避難所の運営を行うため、「避難所の運営サイクルの確立、情報の取得・管理・共有、食料・物資管理、トイレの確保・管理、衛生的な環境の維持、避難者の健康管理、寝床の改善、衣類、入浴」について対策します。
- また、ニーズへの対応として、「配慮が必要な方への対応、女性・子供への配慮、防犯対策、ペットへの対応」についても対策します。
- そして、避難所の解消に向けて対策を行います。

1. 災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れについて学ぶ 8

大項目/中項目	項目	準備段階	初期(発災直後)		応急期(3日目まで)	復旧期(1週間まで)	復興期
			発災直後(1日目)	発災直後(2日目)	3日目以降	1週間以降	1週間以降
避難所の開設・運営	1. 避難所開設体制の確立	● 避難所運営メンバーの選定(内・外方) ● 避難所運営本部と避難所の連絡体制の確立	● 避難所開設本部の体制の確立 ● 避難所運営本部の体制の確立	● 避難所開設本部の体制の確立 ● 避難所運営本部の体制の確立	● 避難所開設本部の体制の確立 ● 避難所運営本部の体制の確立	● 避難所開設本部の体制の確立 ● 避難所運営本部の体制の確立	● 避難所開設本部の体制の確立 ● 避難所運営本部の体制の確立
	2. 避難所の指定	● 避難所指定の基準の決定 ● 避難所指定の場所の決定	● 避難所指定の基準の決定 ● 避難所指定の場所の決定	● 避難所指定の基準の決定 ● 避難所指定の場所の決定	● 避難所指定の基準の決定 ● 避難所指定の場所の決定	● 避難所指定の基準の決定 ● 避難所指定の場所の決定	● 避難所指定の基準の決定 ● 避難所指定の場所の決定
	3. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
	4. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
	5. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
避難所の運営	6. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
	7. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
	8. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
	9. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
	10. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
避難所の運営	11. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
	12. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
	13. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
	14. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立
	15. 避難所の運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立	● 避難所運営体制の確立 ● 避難所運営体制の確立

避難所運営には、各災害フェーズで様々な業務がある。



- 避難所運営業務を業務ごとに、主な対策項目を災害フェーズにおいて整理し、一覧化しています。
- 被災地域においては被害が甚大であるものの、「被災範囲は限定的な災害」をイメージしており、この場合、過去の事例においては、避難所解消には1カ月～1カ月半かかっています。
- 一方、東日本大震災のような「甚大かつ広域な災害」になると、概ね避難所解消まで6カ月、阪神・淡路大震災のような「被災範囲は限定的であるものの都市であったために被害が甚大である災害」においては、避難所解消まで6カ月かかっています。
- このような事例もあるため、一概に災害フェーズの時期を特定することはできませんが、目安として()内に日数を示しています。
- 対策項目の業務の流れを把握し、業務全体がどのようにバランスをとって流れていくのかを確認しましょう。
- (避難所運営ガイドラインP3)

1. 避難所運営業務のための連携協働体制について学ぶ

9

◆避難所運営業務のための連携協働体制（例）

役割分担凡例
★主担当 ◎担当 ○支援 ◆連携協働先

大項目	中項目	項目	担当	市町村災害対策本部・避難所支援班															各避難所の運営本部											
				防災担当	福祉・高齢者担当	災害対策本部管理担当	避難所管理担当	高齢者・乳児担当	外国人担当	男女共同参画担当	保健担当	上下水道担当	浄化槽・し尿処理担当	下水道担当	衛生・ごみ処理担当	ペット対策担当	農工担当（農業関係）	防災担当（防災関係）	ボランティア担当	消防・救急関係	教育委員会（学校関係）	避難所運営委員	避難所支援員	避難所運営委員	避難所支援員	避難所運営委員	避難所支援員	避難所運営委員	避難所支援員	
運営体制の確立	平時から実施すべき業務	1 避難所運営体制の確立		★	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★	○	○	○	○	○	★	★	★	★
		2 避難所の指定		★	○					○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3 初期の具体的な事務運営		★	○					○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4 受援体制の確立		★	○				○	○	○										○	★	○	○	○	○	○	○	○	○
避難所の運営	品別業務	5 帰宅困難者・在宅避難者対策		★	○				○	○	○											○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6 避難所の運営サイクルの確立		○	★	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	★	★	★	★	★	★	★	★
		7 情報の取得・管理・共有		★	○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		8 食料・物資管理		○	○			○	○	○			○					★				○	○	○	○	○	○	○	○	○
	健康管理	9 トイレの確保・管理		○	○	○	○	○	○	○	○	○	★	★	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		10 衛生的な環境の維持		○							★	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○
		11 避難者の健康管理		○				○	○	★	★											○	○	○	○	○	○	○	○	○
		12 療養の改善				○	○	○																						
	よりよい環境	13 洗濯				○					○	○						★												
		14 入浴			○	○					○	○						★								○				
避難所の準備	ニーズへの対応	15 配置が必要な方への対応		○	★	○	★	★	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		16 女性・子供への配慮		★	○			★	○	○	○	○										○	○	○	○	○	○	○	○	○
		17 防災対策		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	★	★	○	○	○	★	○	○	○	○	○	○	○
		18 ペットへの対応															★					○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難所の準備		安全・安心	19 避難所の準備に向けて		★	★			○	○	○	○					○	○	○	○	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★

避難所の運営には、行政職員、施設管理者、避難者等のさまざまな人が関わり、連携・協働して業務にあたる。

防災スペシャリスト養成eラーニング

- 19 の業務全体をどのような体制で実施すべきかについて、地方都市行政をイメージして作成しています。
- この担当が集って、災害対策本部に「避難所支援班」を組織してもらうことをイメージしています。
- 班における★は主担当（課）、◎は担当（課）、○は支援担当（課）、そして、◆は庁外組織等を整理し、一覧表にまとめました。
- これは例示ですので、市町村の規模・組織構成等に応じて、担当欄・役割分担等を修正し、使用してください。
- この表における市町村災害対策本部・避難所支援班の担当は、市町村の通常業務の担当（課）をイメージしています。
- これは、災害対策本部設置時の所掌事務で担当を割り振ろうとすると、平時に用意しておくべき帳票の作成や管理等を、各担当職員が自分の役割として認識できない恐れがあるためです。
- （避難所運営ガイドラインP3）

- ✓ 避難所運営上の主な19業務について、担当、業務フローを一覧化
- ✓ いつ、だれが、何をすればよいか、チェックリスト形式で提示



避難所運営
ガイドライン

災害フェーズにおける
「避難所運営業務」の流れ

項目 番号	仕事	いつ			★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	いつまでに 完了するか	協働する団体等
		準備	初動	復旧			
対策項目1 災害対策本部・避難所支援用を確保する							
1-1	庁内メンバー（防災、福祉、上下水道、・・・別表○）の選定を実施する	◎			防災担当	☐	
1-2	庁外メンバー（社協、NPO・・・）の選定を実施する	◎			防災、福祉総括担当	☐	NPO、ボランティア、社会福祉協議会
1-3	避難所支援用を地域防災計画等で確立する	◎			防災、福祉総括担当	☐	
1-4	避難所支援に関する話し合い（平時・発災後）を実施する	◎	◎		防災担当、福祉総括担当、避難所支援用	☐	NPO、ボランティア、社会福祉協議会
1-5	避難所支援に関する話し合いには、必要に応じて NPO、ボランティア等の代表の参加の呼びかけを実施する			○	避難所支援用	☐	NPO、ボランティア、社会福祉協議会
対策項目2 各避難所で避難所運営委員会（仮称）を設置する							
2-1	各避難所に避難所運営委員会を設置する	◎			防災、福祉総括、保健担当	☐	
2-2	避難者の代表、施設管理者、避難所運営	◎			防災、福祉総括	☐	

チェックリストの例



- 避難所運営ガイドラインは平成28年4月に内閣府が発行しており、避難所運営に係る主な業務と担当、その実施手順などを記載しています。
- このガイドラインは、避難所運営の主な19業務について、その業務の担当と業務フローを一覧化するとともに、いつ、誰が、何をすればよいかについて「チェックリスト」で提示しています。
- 避難所の指定から解消まで、具体的な対策や準備を行う際に役立ててもらうことを目的としており、市町村業務に落とし込みやすい形で、具体的に説明しています。
- 本動画もこのガイドラインをベースに作成しております。

1. 確認テスト

11

No	問題
1	「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となる避難所での生活には課題が多く、避難者の健康維持を目標に質の向上が必要である。
2	避難所運営に関する業務は、災害が発生してから行う業務である。
3	災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れは初動・応急期・復旧期・復興期の順となっている。
4	避難所は、行政職員が行う必要があるため、防災担当・福祉担当・保健担当・医療担当の行政職員だけで運営する。

本ユニットの確認テストです。
問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

2分後に、解答と解説が表示されます。



1. 確認テスト（解答）

12

No	問題	正解	解説
1	「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となる避難所での生活には課題が多く、避難者の健康維持を目標に質の向上が必要である。	○	「避難所の質の向上」に取り組むことで、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支えることが重要です。
2	避難所運営に関する業務は、災害が発生してから行う業務である。	×	避難所運営体制の確立、受援体制の確立、帰宅困難者・在宅避難者対策等の業務が災害時に円滑に実施できるよう、平時から準備等を実施します。
3	災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れは初動・応急期・復旧期・復興期の順となっている。	○	災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れは初動・応急期・復旧期・復興期の順となっています。
4	避難所は、行政職員が行う必要があるため、防災担当・福祉担当・保健担当・医療担当の行政職員だけで運営する。	×	避難所の運営には、行政職員だけではなくさまざまな人が関わり、連携・協働して業務にあたります。



ユニット2

運営体制の確立(平時I)





避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

- 市町村長の責務

- 市町村長は、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、「指定避難所」を指定しなければならない。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。))を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。))その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 災害対策基本法において、「指定避難所」とは、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設と定義されています。
- 市町村長は、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、「指定避難所」を指定しなければなりません。

一般基準をすべて満たせば「指定避難所」、特別基準まで満たせば「福祉避難所」となる

災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)(抄)

(指定避難所の基準)

第20条の6 法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者(次号及び次条において「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

一般基準

- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

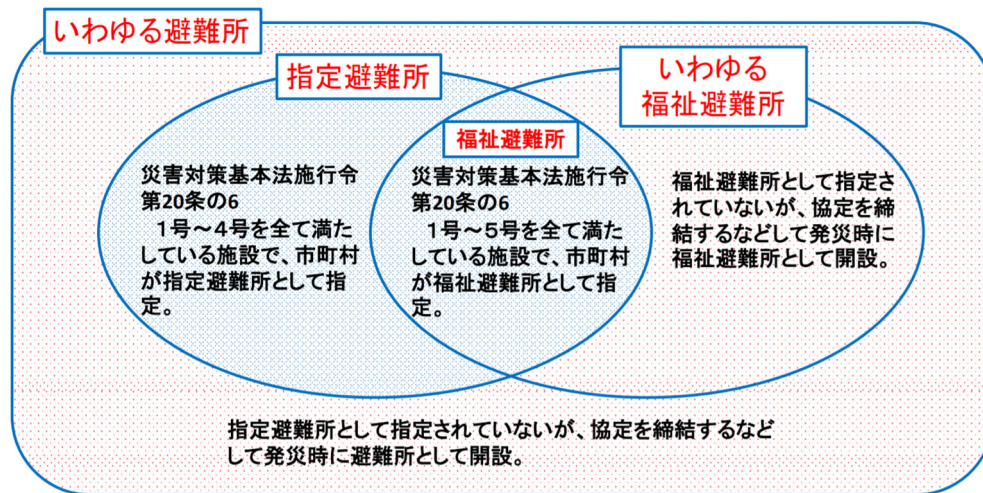
特別基準



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 指定避難所の基準には一般基準と特別基準があり、一般基準をすべて満たせば「指定避難所」、特別基準まで満たせば「福祉避難所」となります。
- 一般基準としては、「①被災者等を滞在させるための規模、②被災者受入れ及び物資配布することが可能な構造又は設備、③想定される災害による影響の比較的少ない立地、④運搬手段による輸送の容易さ」があります。
- 福祉避難所については、一般基準に加え、たとえば、バリアフリーなど、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者、いわゆる要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。災害が発生した場合において要配慮者が相談し・助言等の支援を受けることができる体制が整備されること、たとえば、必要な居室が可能な限り確保されることなど、良好な生活環境の確保が特別基準として定められています。

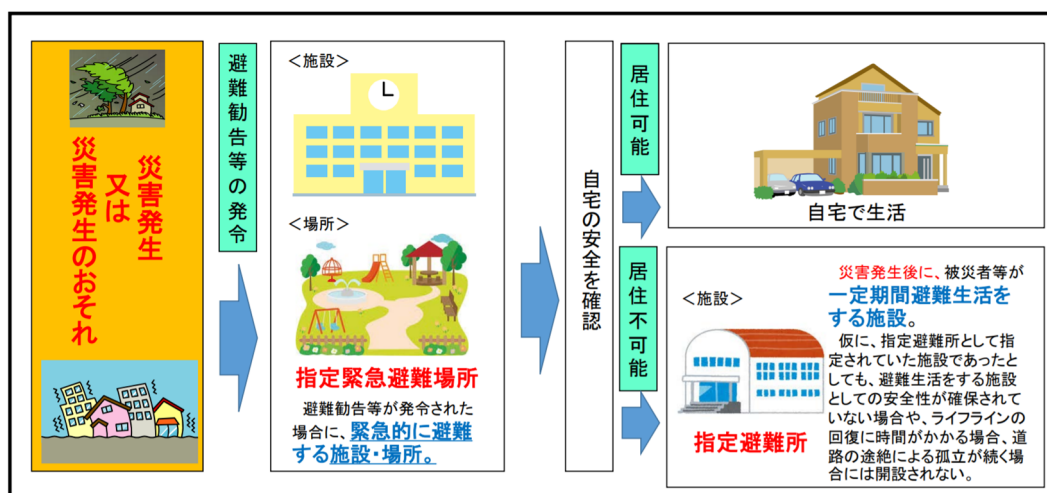
指定避難所として指定されていないが、協定を締結するなどして発災時に避難所として開設するような、いわゆる避難所もある



- 指定避難所として指定されていないが、協定を締結するなどして発災時に避難所として開設するような、いわゆる避難所もあります。
- ※ナレーション追加:指定避難所との違い

指定緊急避難場所:災害から命を守るために緊急的に避難する施設
又は場所

指定避難所:一定期間避難生活をする施設又は場所



防災スペシャリスト養成eラーニング

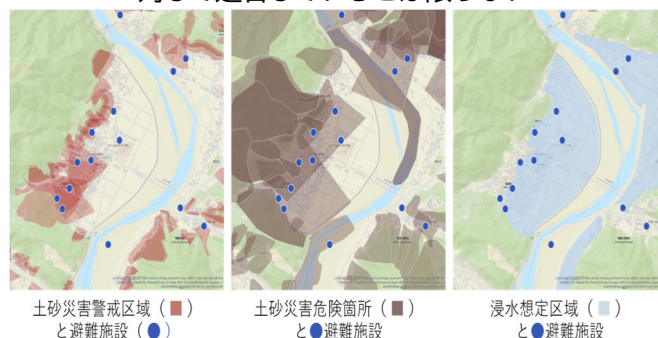
- 災害対策基本法49条によって定められている「指定緊急避難場所」と「指定避難所」との違いを確認しておくことが重要です。
- 災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所は、「指定緊急避難場所」となり、一定期間避難生活をする「指定避難所」とは異なります。
- 災害発生のおそれ、又は災害発生の場合に、避難勧告等が発令された場合に、緊急的に避難する施設・場所が、「指定緊急避難場所」です。
- その後、自宅の安全を確認し、居住不可能とされた場合に、災害発生後に、被災者等が一定期間避難生活をする施設が「指定避難所」となります。
- 指定緊急避難場所はハザードごとに定められており、この緊急避難場所と指定避難所は同じ場合もあります。

避難所は、地域に想定される災害に応じた被害想定に基づき、災害種別ごとに指定する

災害による影響が少なく、救援物資等の輸送が容易な場所の施設を指定

- 水害の危険性＝川沿い×
- 土砂災害の危険性＝土砂災害特別警戒区域内など、災害危険区域付近×
- 津波の危険性＝津波災害警戒区域内×

すべての避難所が各種のハザードに対して適合しているとは限らない



※ 国土数値情報より、土砂災害危険箇所 (H22年度)、土砂災害警戒区域 (H29年度)、浸水想定区域 (H24年度) に避難施設 (H24年度) を重ね合わせて作成。
 ※ 自治体によっては、災害種別によって避難施設としての利用の可否を開示しており、上記の図は一例であり、自治体が指定する利用の可否は明らかにしていません。



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 避難所は、地域に想定される災害に応じた被害想定に基づき、災害種別ごとに指定する必要があります。
- 水害の危険性のある地域においては、川沿いに避難所を設けないこと、
- 土砂災害の危険性のある地域においては、土砂災害特別警戒区域内など、災害危険区域付近に避難所を設けないこと、
- 津波の危険性がある地域においては、津波災害警戒区域内に避難所を設けないことを基本とし、
- 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定しましょう。

避難所の指定について周知徹底する。その際、緊急避難場所と指定避難所の違いがきちんと理解されるようにする。

〈周知する事項〉

- 避難所の指定について
- 緊急避難場所と避難所の違い
- 指定避難所が特定の災害で使用できない場合の災害の種類

【指定緊急避難場所のイメージ】



土砂災害に対する
指定緊急避難場所の例

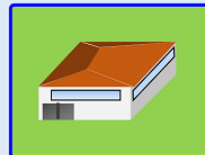


地震、大規模な火事等に対する
指定緊急避難場所の例

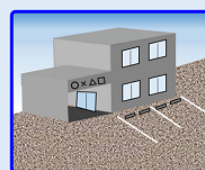
対象とする災害に
対し、安全な構造で
ある堅牢な建築物

対象とする災害の
危険が及ばない学
校のグラウンド・駐
車場等

【指定避難所のイメージ】



学校・体育館
等の施設



公民館等の
公共施設



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 緊急避難場所と指定避難所の違いがきちんと理解されるように周知徹底を図りましょう。
- 周知する事項としては、避難所の指定・
- 緊急避難場所と避難所の違いを明確にする
- 指定避難所が特定の災害で使用できない場合は、使用できない災害の種類
- などが挙げられます。

要配慮者のための避難所として、様々な施設の利用を考えておく

〈あらかじめ確保しておく施設〉

- 日帰り(デイ)サービス施設
- 入所施設における地域交流スペース
- バリアフリースペースを持つ公共施設
- 公民館や公共建物

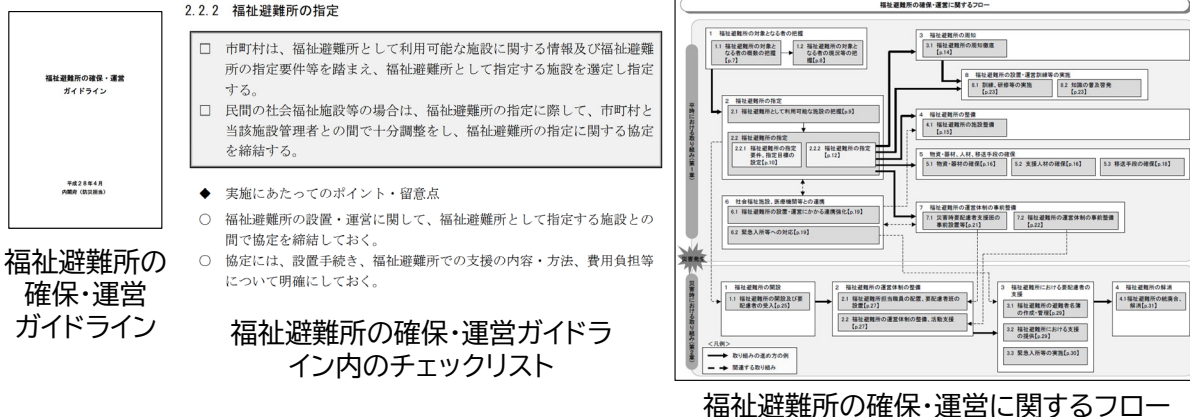
〈利用を検討する施設〉

- 妊産婦、乳幼児専用避難所、スペース
- お寺、神社等施設
- マンション避難所、ガレージ等の施設
- 大規模避難所(アリーナ等)

要配慮者への支援を実施する専門職員も協定等により確保

- 要配慮者のための避難所として、様々な施設の利用を考えておきましょう。
- あらかじめ確保しておく施設は、日帰り(デイ)サービス施設・入所施設における地域交流スペース・バリアフリースペースを持つ公共施設・公民館や公共建物などが挙げられます。
- また、妊産婦、乳幼児専用避難所、スペース・お寺、神社等施設・マンション避難所、ガレージ等の施設・大規模避難所(アリーナ等)などについても施設確保を検討しておきます。
- 要配慮者への支援を実施する専門職員についても協定等により確保が必要です。

要配慮者のための「福祉避難所」の確保、運営のための業務内容とその流れを業務単位に記載



- 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」は、平成28年4月に内閣府が発行したものであり、要配慮者のための「福祉避難所」の確保、運営の業務とその流れが記載されています。
- 各地方公共団体においては、これらガイドラインを参考にしつつ、それぞれの地域の特性や実情、庁内体制、既存関係計画等を踏まえて、災害発生前から、必要となる対策について検討し、独自の避難所運営ガイドラインやマニュアルを作成しておくことが期待されます。

指定されていない建物が避難所になる可能性があることも想定する

〈検討手順〉

- ① 指定避難所以外で避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し
- ② リスト化を実施
- ③ 避難所活用についての協議



宿泊施設を活用した福祉避難所



トレーラーハウスを活用した福祉避難所

- 避難者数の増加によって、指定されていない建物が避難所になる可能性があることも想定しておくことも重要です。
- 検討手順は
 - ・ 指定避難所以外で避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、
 - ・ リスト化を実施
 - ・ 避難所活用についての協議
- となります。
- 災害対応訓練等において、避難所が不足する事態についてシミュレーションを行い、備えておきましょう。

災害救助法が適用されると、避難所の設置、維持及び管理に必要な費用を支出できる

避難所関係の費用の支出

- 地方公共団体の長その他の執行機関が避難所を供与(開設)し、災害救助法の適用を決定した都道府県が法に基づく避難所の供与であると認め、内閣府も了承した場合、支出できる。
- あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合、対象となる。



- 災害救助法が適用されると、避難所の設置、維持及び管理に必要な費用を国費から支出できます。
- 地方公共団体の長その他の執行機関が避難所を供与(開設)し、災害救助法の適用を決定した都道府県が法に基づく避難所の供与であると認め、内閣府も了承した場合、避難所関係の費用の支出ができます。
- あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合、支出の対象となります。

- 食事、衛生及び暑さ対策、生活環境、避難所設置に関し国費支出の対象となる
- 判断に困った場合は、都道府県又は救助実施市に相談する

主に食事に関すること (温かく栄養バランスのとれた食事のために) ○ 保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ ○ 炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室の設置（一つの調達先に頼って食材が偏ることがないように注意） ○ 被災者用の弁当などの購入	主に生活環境の整備に関すること ○ 緩衝材としての畳、カーペットのレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない）、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールベッド等の購入 ○ 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない） ○ 被災者のための毛布、タオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、市販薬などの購入、携帯電話の充電器などの貸与
主に衛生及び暑さ対策に関すること ○ 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室の設置、仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）仮設トイレ、授乳室 ○ 仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と入浴料の支払い ○ 暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない）、氷柱や氷の購入	主に避難所の設置に関すること ○ 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置 ○ 情報収集等のためのテレビ、テレビ等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない）



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 災害救助法に基づいて、食事、衛生及び暑さ対策、生活環境整備、避難所の設置に関し対国庫負担の対象となります。
- 食事に関することとしては、炊き出しスタッフの人件費、食材・調味料・調理器具の購入費用、炊事場や簡易調理室の設置、被災者用の弁当購入が対象となります。
- 衛生及び暑さ対策に関することとしては、被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室の設置、仮設ランドリー、仮設トイレ、授乳室、仮設風呂等ができるまでの間の入浴施設への送迎と入浴料、エアコン、扇風機等のレンタル、氷柱や氷の購入が対象となります。
- 生活環境の整備に関することとしては、畳、カーペットのレンタル、間仕切りパーティション設備、段ボールベッド等の購入、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル、被災者のための毛布、タオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、市販薬などの購入、携帯電話の充電器などの貸与が対象となります。
- 避難所の設置に関することとしては、障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置、情報収集等のためのテレビ、テレビ等のレンタルが対象となります。
- 各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談してください。

対象となる経費と、費用の限度額が一般避難所、福祉避難所それぞれに決められている。

	一般の避難所	福祉避難所
対 象 者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	(基本額)1人 1日当たり 330円以内 (加算額)冬季 別に定める額を加算	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	同左
対 象 経 費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金 職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ② 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 「避難所の設置」に係る救助基準は、一般の避難所と福祉避難所それぞれに、限度額が決められています。
- 「一般の避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象としており、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費が対象経費となります。
- 「福祉避難所」は、一般の避難所対象者のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者を対象としています。
- 対象経費についても、「一般の避難所」に加えて、① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費、② 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用、③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できます。

帰宅困難者の避難所への流入人数の抑制に努めるとともに、帰宅困難者の誘導方法を定めておく

帰宅困難者とは

- 勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者

〈対策のポイント〉

- 災害時は、帰宅困難者の「避難所への流入人数の抑制」、「誘導」が重要
- 事業所等に対し、「職員の一斉帰宅の抑制」への取り組みに協力を求めるとともに、従業員等が事業所内に留まれるように、施設の安全化や必要な備蓄など、備えの充実を呼びかけておく。
- 帰宅困難者の一時滞在施設をあらかじめ確保し、そこへの誘導方法を定めておく



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 帰宅困難者とは、勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者を指します。
- 帰宅困難者には、他市町村からの通勤・通学者、観光客等が多く含まれます。
- こうした帰宅困難者の対応拠点としても、避難所は機能しなければなりません。起こりうる事態を想定し、できるだけ事前準備に努めましょう。
- 特に都市部の市町村において、事業所や学校等に組織内の備えの充実を呼びかけ、組織構成員の帰宅困難者対策をお願いし、避難所への帰宅困難者の流入人数の抑制に努めることが大事です。
- 災害時は、帰宅困難者の「避難所への流入人数の抑制」、「誘導」が重要です。
- 平時から、事業所等に対し、「職員の一斉帰宅の抑制」への取り組みに協力を求めるとともに、従業員等が事業所内に留まれるように、施設の安全化や必要な備蓄など、備えの充実を呼びかけておきます。
- また、帰宅困難者の一時滞在施設をあらかじめ確保し、そこへの誘導方法を定めておきます。

避難所を「在宅避難者の支援拠点」として位置づけ、必要な機能を確保し、支援の仕組みを確立しておく

在宅避難者とは

- 被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者もしくはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者
- 寝たきりの家族を抱えているなどで、在宅避難生活を余儀なくされるケースも少なくない

〈対策のポイント〉

- 災害時は、在宅避難者の「安否確認」、「ニーズの把握」、「生活支援」が重要
- 平時から、避難所を在宅避難者の支援拠点として位置づけ、生活支援や食糧支援の拠点機能を確保する。
- 安否やニーズの確認の方法、支援の食糧支援の方法、地域との連携による支援体制の確保など、支援の仕組みを検討しておく



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 在宅避難者とは、被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者もしくはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいいます。
- 寝たきりの家族を抱えているなどで、在宅避難生活を余儀なくされるケースも少なくありません。
- 避難所は、「在宅避難者の支援拠点」としての役割も求められます。
- 安否やニーズの確認方法、生活物資、食料支援等、地域との連携も視野に、支援の仕組みを検討しておきましょう。

2. 確認テスト

29

No	問題
1	災害対策基本法における「指定避難所」とは、災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所のことである。
2	要配慮者のための避難所として、公民館や公共建物をあらかじめ確保しておくといふ。
3	災害救助法が適用されると、避難所の設置、維持及び管理に必要な費用を支出できるが、あらかじめ指定した避難所でなければ対象とならない。
4	在宅避難者とは、勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者をいう。

本ユニットの確認テストです。
問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

2分後に、解答と解説が表示されます。



防災スペシャリスト養成eラーニング

2. 確認テスト（解答）

30

No	問題	正解	解説
1	災害対策基本法における「指定避難所」とは、災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所のことである。	×	災害対策基本法において、災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所は、「指定緊急避難場所」であり、「指定避難所」は、一定期間避難生活をする施設又は場所と定義されています。
2	要配慮者のための避難所として、公民館や公共建物をあらかじめ確保しておくといふ。	○	その他のあらかじめ確保しておく施設には、日帰り（デイ）サービス施設、入所施設における地域交流スペース、バリアフリースペースを持つ公共施設などがあります。
3	災害救助法が適用されると、避難所の設置、維持及び管理に必要な費用を支出できるが、あらかじめ指定した避難所でなければ対象とならない。	×	あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合には災害救助法の適用の対象となります。
4	在宅避難者とは、勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者をいう。	×	問題文は、「帰宅困難者」を示しています。在宅避難者とは、個々人の様々な理由により避難所ではなく、自宅で避難生活を送っている者をいいます。



防災スペシャリスト養成eラーニング

ユニット3

運営体制の確立(平時Ⅱ)



避難所で発生する多様なニーズに応えるため、災害対策本部内に各部署のメンバーからなる避難所支援班を設置し、全庁的な体制を確立する

災害対策本部・避難所支援班の確保

- 庁内メンバー及び庁外メンバー（社協、NPOなど）の選定を実施する。
- 避難所支援班を地域防災計画等で確立する。
- 避難所支援に関して定期的な話し合いを実施する。

〈代表的なニーズ例〉	対応部署・団体等
トイレへの対応	… 上下水道、廃棄物、施設営繕、汲み取り、清掃等
避難者の健康維持	… 行政と「医療・保健・福祉」の専門職能団体との連携
避難者の生活支援	… 行政と外部支援者（支援ボランティア・NPO 団体）との協働

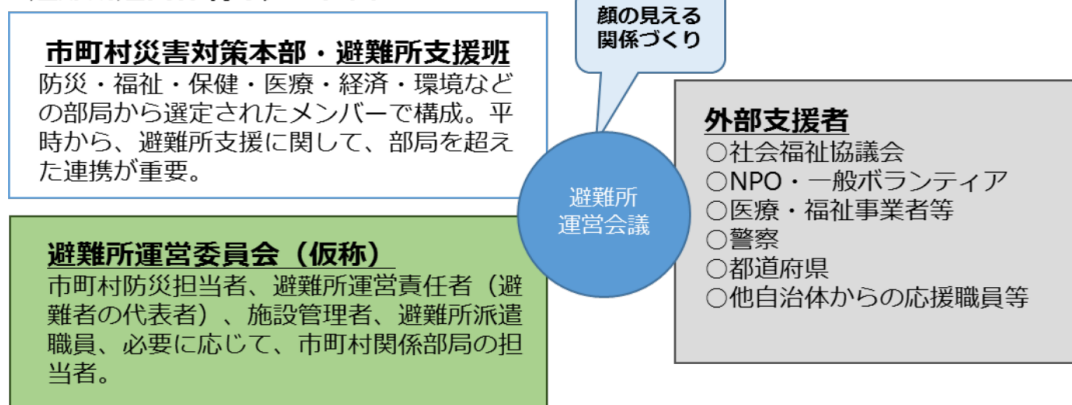


防災スペシャリスト養成eラーニング

- 平時においては、災害対策本部が立ち上がっていないため、避難所の対策は防災担当部局に一任されているのが現状です。
- 避難所生活は住民が主体となって行うべきものですが、その運営をバックアップする体制の確立は、市町村の災害対応業務の根幹の一つと言えます。
- 全庁体制で取り組む気概をもって、防災担当だけではなく、要配慮者担当等の関係する複数の担当課が事前に横断的な体制を組み、それぞれの役割分担を明確にしたうえで、いざとなったときに備えるべきです。
- そのため、避難所を支援するための庁内メンバー及び庁外メンバーの選定を実施します。
- そして、地域防災計画等において避難所支援班を確立します。
- 避難所支援班において避難所支援に関する話し合いを平時から行います。

専門機能団体やNPO・ボランティア団体など外部支援者を含めた連携体制を確立し、定期的な会合等を通じて、相互に顔の見える関係を構築しておく

避難所運営体制イメージ図



定期的な会議を通じて、平時から災害時に円滑な避難所運営を行うための準備を進める。



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 防災部局と福祉部局のみで避難所の運営に係る課題を考えることでは、避難所の質の向上は望めません。
- トイレをとってみても、上下水道、廃棄物、施設営繕、汲み取り、清掃等、様々な部署の参画が必要です。
- また、避難者の健康維持を考えると、行政職員だけではその支援は不十分です。
- 医療・保健・福祉の専門機能団体との連携を図りましょう。
- また、避難者の生活を支えるためには、避難者の要望や希望に沿った支援を行ってくれるボランティア・NPO団体との協働も不可欠です。
- 普段から顔の見える関係を構築しておくことがいざという時のために重要です。

避難所運営の中心組織となる「避難所運営委員会(仮称)」を設置し、定期的な会合の実施を通じて体制を確立する

避難所運営委員会の体制確保

- 避難者の代表者、施設管理者、避難所派遣職員などにより運営される避難所運営委員会を各避難所に設立する。
- 平時から、避難所運営委員会で定期的な会議や訓練を実施し、顔の見える関係づくりを行う。
- 女性がリーダーシップを発揮しやすい体制づくりを工夫する。



- 避難者の代表者、施設管理者、避難所派遣職員などにより運営される避難所運営委員会を各避難所に設置します。
- 避難所運営委員会は、災害時は、避難所運営の中心組織となり、平時は円滑な避難所運営に向けた準備を推進します。
- 平時から定期的な会議や訓練を実施し、顔の見える関係作りを行うことが大切です。
- なお、避難所生活では女性の能力が不可欠であり、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制づくりの工夫が大切となります。

避難者のニーズを把握し、ボランティア等を要請、受入を調整する

〈主な対応〉

- 避難所避難者及び在宅避難者それぞれのボランティアニーズの把握
- ニーズに応じたボランティアの要請
- ボランティアの受入、調整

〈留意点〉

- 社会福祉協議会等が運営する災害ボランティア・センターや専門NPOと連携する。



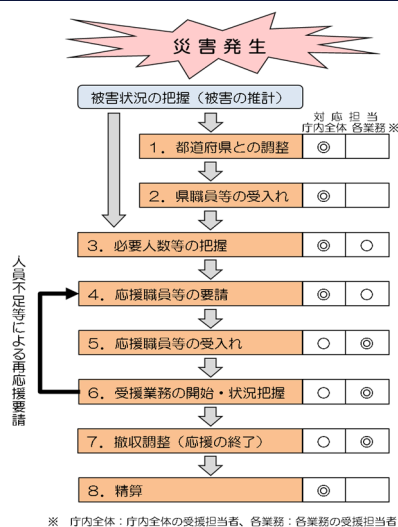
避難所での足湯の様子（新潟県刈羽村）
写真提供：菅磨志保

- ボランティアは、被災者の多様なニーズに対してきめ細かく対応できる強みがあります。
- 社会福祉協議会等が運営する災害ボランティア・センターや専門NPOと連携し、被災者のニーズをボランティアとマッチングすることを支援します。
- 避難者や在宅避難者のボランティアニーズを把握し、ボランティアの要請を行い、ボランティアセンター等と連携しながら、受入・調整を実施します。

避難所運営に必要な人的資源を確保するために、受援体制を整備し、応援要請の対象・方法・手続き等を定める

応援要請方法の確立

- 災避難所派遣職員の応援要請手段を確立。
- 救護・巡回のための「医師・看護師」、健康管理のための「保健師」、福祉ニーズに対応するための「福祉関係者等」、治安維持のための「警察官」、多様なニーズに対応するための「ボランティア」などが、要請の主対象



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 災害時に避難所運営に必要な人的資源を確保し、いち早く避難所運営の体制を確立するために、躊躇することなく応援の要請ができるよう、要請の対象を明確化し、応援要請の方法、手続きの仕方を定めておきましょう。
- 救護・巡回を担う「医師・看護師」、健康管理を担う「保健師」、福祉ニーズに対応する「福祉関係者等」、治安を維持する「警察官」、多様なニーズに対応する「ボランティア」などが、要請の主対象となります。
- 市町村職員、一般ボランティア、NPO団体に加え、保健・福祉の関係者のほか、可能な限り警察や医療従事者等が支援者となって、地域を支える必要があります。

避難所運営に欠かせない、専門職能団体やボランティア等との協定を進めるとともに、各団体との顔の見える関係づくりを行う

協定締結・顔の見える関係づくり

- 避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定や顔の見える関係づくりを実施。

ボランティア受入れ体制

- 一般的なボランティア及び医療・福祉・保健ボランティア受入のための受入窓口、受入後の業務フローの検討



現地に到着したボランティアバスの様子
写真提供：特定非営利活動法人みえ防災市民会議

- 災害時の避難所には、全国から災害ボランティアやNPO団体等の支援者が応援に駆けつけます。
- 地域住民や市町村の職員では気づかないことなど、過去の災害の経験から知識と労力を提供してくれるありがたい存在です。
- 平時から様々な団体と顔の見える関係を築き、災害時には円滑に連携を図り、避難所の運営等にあたることで被災地のためになります。
- 発災後は、地域とボランティアとのパイプ役を市町村の職員が積極的に担うとともに、避難所及び被災地域の状況について、これら支援者との情報の共有に努めましょう。

避難所における二次災害の可能性を確認する

〈確認事項〉

- 余震・津波・水害・土砂災害等での倒壊可能性
- 津波・水害での水没/浸水可能性
- 延焼火災の危険性・可能性
- 二次災害の恐れがあるようであれば、退避・垂直避難・がけの反対側への移動の実施が必要



天井の一部が落下した体育館

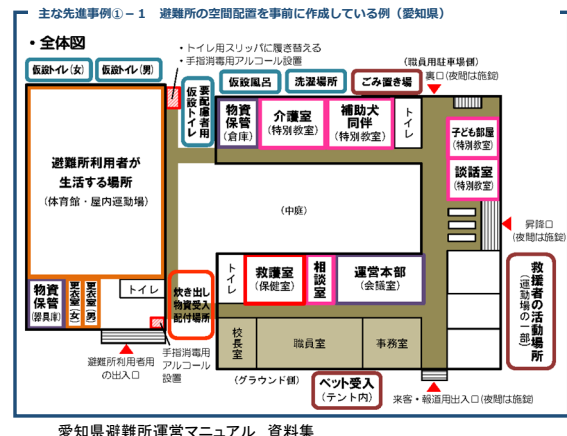


- 避難所における二次災害の可能性を確認します。
- 余震・津波・水害・土砂災害等での倒壊可能性、津波・水害での水没/浸水可能性、延焼火災の危険性・可能性を確認します。
- 発災後、二次災害の恐れがあるようであれば、退避・垂直避難・がけの反対側への移動が必要です。

避難者を的確に誘導するため、各避難所の施設の特성에応じて空間配置(レイアウト)を決めておく

被災者が流入し、「場所取り」が始まってしまうと、再配置することは難しい

- 空間配置地図を共有しておくことが重要
 - 市町村、施設管理者、地域住民等
- エリア分けを示す案内板を作成し周知



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 避難者を的確に誘導するため、各避難所の施設の特性に依じて空間配置(レイアウト)を決めておきましょう。
- 避難所ではいったん被災者が流入し、「場所取り」が始まってしまうと、その人たちを再び再配置することは大変に難しいのが現実です。
- 配慮が必要な方のためのスペースを確保したいところですが、事前に決めておかないと、後になって確保することは困難です。
- 平時に避難所の空間配置地図をつくり、市町村、施設管理者、地域住民等で共有しておくことが重要です。
- 必要とあれば、エリア分けを示す案内板を作成する等工夫しましょう。
- この図は愛知県の例ですが、例えば学校施設が避難所として指定されていたとしても学校施設すべてを避難所として使用させていただけるわけではありません。
- 学校施設は児童生徒が授業を受ける施設で、なるべく授業を行っていただけるような形で避難所を設置しなければなりません。
- また学校としては、立ち入っていただきたくない場所があるため、あらかじめどこまでを避難所として貸していただけるのかを確認しておく必要があります。
- 特によく揉めるのが、トイレをどこまで使わせもらえるのか、また学校であれば教室をどこまで使わせていただけるのか、というところです。
- 学校の施設を想定している空間配置図となっています。避難所利用者が生活するスペースは体育館ですが、要配慮者向けの部屋や補助犬同伴の部屋や子ども部屋などいろいろ体育館以外のエリアも使われています。

No	問題
1	災害時、避難所運営委員会は、市町村単位で1つ設置される。
2	避難所運営に必要な人的資源を確保する場合、災害後に被災を免れた自治体を確認の上、直接連絡をして、応援を依頼することが、最も迅速かつ確実な資源確保の方法である。
3	災害時、避難所を使用する前に余震等での倒壊、水害等での浸水などの二次災害の可能性がないか確認する。
4	着の身着のまま避難してきている被災者もいるため、まずは避難所に被災者を受け入れ、被災者の人数が一定になった段階で、人数や施設の特性等に合わせてレイアウトを行う。

本ユニットの確認テストです。
問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

2分後に、解答と解説が表示されます。



No	問題	正解	解説
1	災害時、避難所運営委員会は、市町村単位で1つ設置される。	×	災害時、避難所運営委員会は、市町村単位ではなく、各避難所単位で設置され、「避難者の代表者」「施設管理者」「避難所派遣職員」などにより運営されます。
2	避難所運営に必要な人的資源を確保する場合、災害後に被災を免れた自治体を確認の上、直接連絡をして、応援を依頼することが、最も迅速かつ確実な資源確保の方法である。	×	災害時に躊躇なく応援を要請できるようにするためには、平時から応援要請の方法や手続き等を定める等の受援体制の整備が必要です。
3	災害時、避難所を使用する前に余震等での倒壊、水害等での浸水などの二次災害の可能性がないか確認する。	○	確認の結果、二次災害の恐れがあるようであれば、避難所としては使用しない。
4	着の身着のまま避難してきている被災者もいるため、まずは避難所に被災者を受け入れ、被災者の人数が一定になった段階で、人数や施設の特性等に合わせてレイアウトを行う。	×	被災者が流入し、「場所取り」が始まってしまうと、再配置することは難しいため、避難者を的確に誘導できるよう、各避難所の施設の特性に応じてレイアウトを決めておく。



ユニット4

避難所の運営(発災後I)

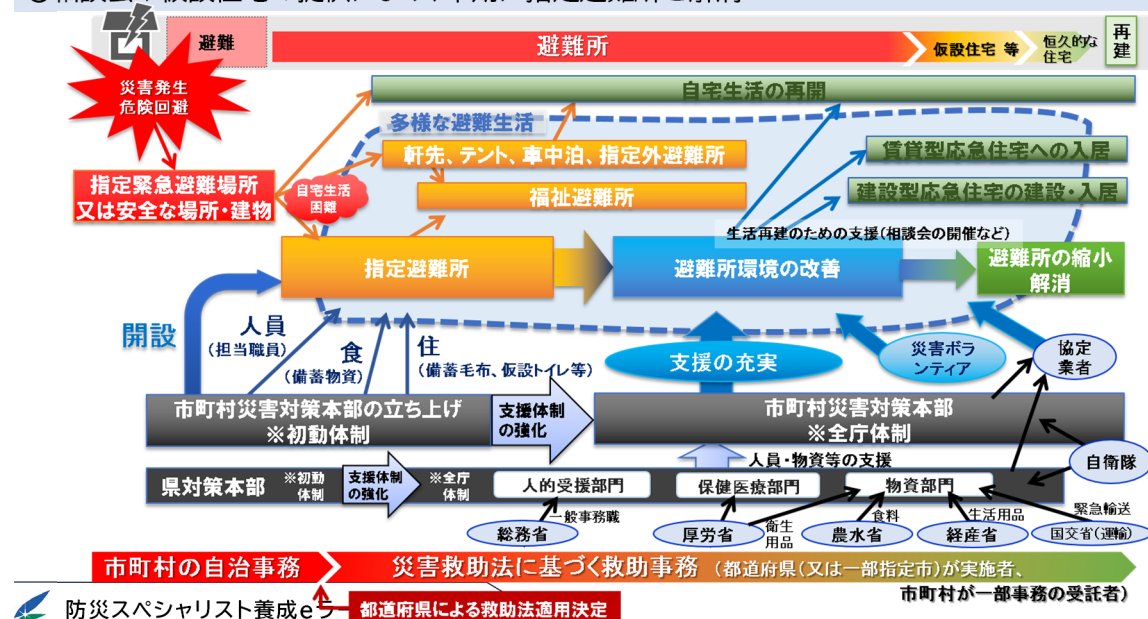




4. 避難所のライフサイクル:被災者の支援(避難生活)の流れ

45

- 避難生活の状況は指定避難所、軒先、車中、要配慮者など多様、ニーズは時間とともに変化
- 医療、福祉などの関係各機関、自衛隊や警察、ボランティアなど多様な主体が連携して実施
- 災害救助法の適用 ⇒ 都道府県等が費用を支弁し救助(救助事務の一部を市町村に委任可)
- 相談会や仮設住宅の提供により、早期に指定避難所を解消



- 被災者の避難生活の状況は、指定避難所、軒先、車中など多様です。また、被災者のニーズは時間とともに変化します。
- 被災者の状況に応じた多様なニーズに対して、医療、福祉などの関係各機関、自衛隊や警察、ボランティアなど多様な主体が連携して避難生活の支援を実施します。
- 避難生活の長期化が見込まれる場合、段階的かつ着実に避難所環境の改善を目指すことが大切です。
避難所の質の向上に取り組むことが、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となるからです。
- しかしながら、避難所は永続的に住むところではないので、被災者の生活再建に向けて、相談会の開催や仮設住宅の提供を通じて、早期に指定避難所を解消していくための道筋を描いていくことが重要になります。
- 大規模災害時には非常に多くの避難所が開設されますので、避難所の運営や支援を行う市町村は、全庁体制で体制を強化する必要があります。

なお、避難所開設・運営は市町村の自治事務ですが、いったん災害救助法が適用されると、都道府県又は救助実施市が救助事務の実施主体となることに注意が必要です。

避難所派遣職員等が避難所施設を開錠し、被害状況を確認する。
避難者受入れ可否について本部へ連絡する。

〈主な対応〉

- 避難所の被害状況の確認
 - 施設の構造被害、内部被害
 - 危険箇所、立入禁止場所の表示
- その他の確認
 - 備蓄品、ライフラインの使用可否
- チェック結果を災害対策本部へ連絡

避難所の安全確認チェックリスト(例)

目標による安全確認チェック表

※ 体育館を例に、建物の安全確認項目を記載しています。
※ 応急的に避難所として使用するための点検ですので、施設に少しでも危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。
※ 確認者の安全を第一とし、建物が明らかに危険な場合は実施しないでください。

1 建物周囲や建物全体の確認

建物の周囲の地面に亀裂や、道路の建物が陥れてきそうな危険はないか。	ある	ない
建物の一部が崩れたり、つぶれたりして形が変わっていないか。	ある	ない
建物が傾いたり、沈んだりしていないか。	ある	ない
壁や柱に大きなひび割れや亀裂が入っていないか。	ある	ない
鉄骨の骨組みが崩れたり、変形したりしていないか。	ある	ない
火災は発生していないか。	ある	ない

※「ある」に1つでも該当する場合は、避難所として使用できません。速やかに建物から離れ、避難者に建物に近づかないよう周知してください。

※全て「ない」なら内部確認へ

2 建物内部の確認

上部の屋根（以下の落下がないか。地震により落下しそうな設備はないか）

① 天井	ある	ない
② 照明器具	ある	ない
③ 吊り下げ式バスケットゴール	ある	ない
④ 窓ガラスや窓枠	ある	ない

作業の確認

① 作業の騒音はないか	ある	ない
② 窓ガラスの飛散はないか	ある	ない

衛生の確認

① 壁に大きな破損、ひび割れはないか	ある	ない
② 壁に剥離がないか	ある	ない
③ 壁内の物品が転倒していないか。転倒する危険はないか。	ある	ない

※設置部分で「ある」に1つでも該当する場合は、避難所として使用できません。

※全て「ない」なら使用可

※全室の部分で「ある」に該当する場合は、落下物等を排除して活用できるか、落下や転倒の危険がある部分を避けて活用できるか検討が必要です。

- 災害が発生し、避難所を開設するにあたっては、最初に避難所施設を開錠し、被害状況を確認した上で被災者を受け入れられる状態か否かを確認する必要があります。
- 具体的には、施設の構造被害、内部被害チェックや危険箇所のチェック、立入禁止場所の表示を行います。
- その他、備蓄品、ライフラインの被害チェックをします。
- 不足している物資については、災害対策本部に連絡し、送付を要請します。
- あらかじめチェックリストを作成しておく、効果的にチェックができます。
- 被害が甚大な場合、専門家に確認を依頼することが必要になります。
- 応急修理をすれば避難者受入れが可能になる場合は、施設管理者と同意の上、応急修理を速やかに実施します。
- 確認した結果、避難者受入可否の判断について、災害対策本部に連絡します。

リーダー、班長等の役割分担を決め、避難所運営体制を立ち上げる

〈主な対応〉

- 避難者を交えた避難所運営委員会の招集
- 避難所運営の方針決定
 - 各主体の役割分担の決定
 - 運営計画の策定
- その後も、毎日会議実施で課題解決

留意点

- 避難所運営が、地域主導で運営されていくよう、運営会議の中心メンバーは、できるかぎり避難者の代表とし、会長なども避難者から選出する



防災スペシャリスト養成eラーニング

避難所運営委員会の運営組織:さいたま市

- 避難者を交えた避難所運営委員会を招集し、避難所運営の方針を決定します。
- 具体的には、方針に基づく各主体の役割分担の決定や運営計画の策定をします。
- その後も、毎日定時に、定期的な会議を実施し、課題解決方法等について議論します。
- 避難所運営が、地域主導で運営されていくよう、運営会議の中心メンバーは、避難者の代表(地域の代表)とし、会長なども地域から選出するようにすることが望ましいです。

〈主な対応〉

- 避難者名簿の作成
 - 避難者カードから、避難者名簿を作成
 - 避難者の年齢、性別、要配慮状況等、属性についても把握できるようにする。
 - 濃厚接触者、発熱等がある者など、専用スペースに滞在されている避難者も記載
- 災害対策本部への定期報告
 - 避難者人数を報告
 - 咳・発熱等のある者・濃厚接触者の人数や状況も報告
 - 避難所運営リーダーを通じて災害対策本部に定期的に報告



- 避難者カードから、避難者名簿の作成を行います。
- 避難者名簿については、避難者の年齢、性別、要配慮状況等、属性についても把握できるようにします。
- 濃厚接触者、発熱等がある者など、専用スペースに収容されている避難者についても、感染症の関連から避難者名簿に記録します。
- 難者人数に加えて、咳・発熱等のある者・濃厚接触者の人数や状況についても、避難所運営リーダーを通じて災害対策本部に定期報告します。

避難者の人数や避難者ニーズを把握する。避難者名簿を作成する。

〈主な対応〉

- 避難者の受付、避難者名簿の作成・管理
 - 各避難者の属性(年齢、性別等)把握
- 避難者人数・状況の本部への定期報告
- 毎日の入・退所管理と避難状況の確認
- 避難者ニーズの把握と対応

留意点

- 在宅避難者の状況、ニーズの把握等も可能な限り行う



避難所名簿の作成(受付)



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 避難所受付時に避難者名簿を作成し、避難者の人数や避難者ニーズの把握を行います。
- 把握した情報は、災害対策本部へ定期的に報告します。
- 災害対策本部は、各避難所からの報告を受け、避難所の数が不足していないかの確認を行います。
- 避難所においては、自宅に避難している在宅避難者の状況やニーズの把握等もできる限り行うよう努めてください。

避難所における共通の生活ルールを確立し、避難者間で協働・連携して生活できるようにする

〈実施事項〉

- 避難所の生活ルールの確立
 - 生活時間、プライバシーの尊重、土足厳禁、物資の配給に関する協力、トイレの使用ルール、ゴミの分別、要配慮者の配慮と支援
- 避難所の生活ルールの周知、掲示
- 避難所運営日誌の作成

留意点

- 生活ルールは、災害後の検討・作成では時間がかかるため、予めひな形等を準備しておく

避難所の自主運営のひき（案）

～ あんがで協力して、より良い避難所環境にしましょう！ ～

※各避難所の自主運営を模範として、参考にしてください。
具体的な内容は、各避難所の状況に合わせて自由に設定してください。

自主運営の方法

はじめに

- 避難所の自主運営は、避難者が役割を分担し、ルールを守って協働して行います。
- 気づいたことは必ず報告するなど、情報共有をお願いします。

運営体制をつくる

①代表者（人数が多い避難所は副代表者）を決めます。（うち）名以上は女性）
②代表者、副代表者、物資・物産班、衛生班をつくら、各担当を決めます。
③物資・物産班の班長、配給は各担当が責任を持って行います。
④衛生班は、災害発生後、避難所運営の中心として活動してください。
⑤生活時間、プライバシーの尊重、土足厳禁、物資の配給に関する協力、トイレの使用ルール、ゴミの分別、要配慮者の配慮と支援

⑥代表者、副代表者、物資・物産班、衛生班の班長、配給は各担当が責任を持って行います。
⑦衛生班は、災害発生後、避難所運営の中心として活動してください。
⑧生活時間、プライバシーの尊重、土足厳禁、物資の配給に関する協力、トイレの使用ルール、ゴミの分別、要配慮者の配慮と支援

⑨代表者、副代表者、物資・物産班、衛生班の班長、配給は各担当が責任を持って行います。
⑩衛生班は、災害発生後、避難所運営の中心として活動してください。
⑪生活時間、プライバシーの尊重、土足厳禁、物資の配給に関する協力、トイレの使用ルール、ゴミの分別、要配慮者の配慮と支援

生活ルールの一例（熊本地震で使用）

- 朝の点検 6:00、ラジオ体操 6:30、夜間 22:00
- 朝食 7:00、昼食 12:00、夕食 17:00（食料の配布は世帯単位で行います）
- 住空間は、可能な限り世界ごとで区切って使用します
- 居住空間や世帯スペースには無駄に立ち入りしないでください。また、みだりに立ち入りしたりしないようにしてください
- 貴重品は自己管理を行ってください
- アルコール（お酒）持込禁止、喫煙は屋外の指定喫煙場所です
- 携帯電話での通話は周囲の迷惑にならないよう配慮し、通話機にはマナーモードとし、居住空間での通話は控えてください
- 入所時、退所時、外泊時は必ず手続きをしてください
- 来客の面会は、原則として共有空間や廊下で行います
- 感染症予防のため、食事前やトイレ後は必ず流水での手洗い、アルコール消毒液の手洗いを行い、うがいや歯磨き、体を拭くなど清潔に努めてください
- 世界スペースは、原則として各世帯が責任を持って清掃します
- 共用部分はみんなで清掃！
- ゴミは分別し、指定場所に！
- 避難所でのこみは、世界で責任を持ってこみ事項に添って
- 避難所内でトラブルが生じた場合は、代表者または総務班に相談してください

避難所の自主運営手引きと避難所の生活ルール



- 様々な避難者が集合生活を行う避難所においては、共通の生活ルールを確立し、避難者間で協働・連携して生活できるようにすることが大切です。
- 具体的には、生活時間、プライバシーの尊重、土足厳禁、物資の配給に関する協力、トイレの使用ルール、ゴミの分別等のルール作りが必要です。
- 避難所の生活ルールが決まりましたら、掲示板等を通じて周知します。
- 生活ルールは、災害後の検討・作成では時間がかかるため、予めひな形等を準備しておくことを推奨します。

情報ニーズが高まる避難生活において、避難者に対し、適時適切に情報提供を行うことができるよう、情報取得手段を確保する

〈主な対応〉

- 情報収集手段の確保・避難所内設置
 - 無線・衛星携帯電話等通信設備
 - 無線等情報機器のための電源
 - 戸別受信機(防災ラジオ)、テレビ、ラジオ、パソコン、WIFI等
 - 携帯電話・スマートフォンの充電手段
 - 新聞等
- 電話やPC等の共有物については、消毒液をそばに設置し、定期的な清掃、順番制など密にならない生活ルール作りを行う



情報通信端末(タブレット等)の設置



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 情報ニーズが高まる避難生活において、避難者に対し、適時適切に情報提供を行うことができるよう、情報取得・通信手段を確保します。
- 具体的には、無線・衛星携帯電話等通信設備、無線等情報機器のための電源、防災ラジオ等の戸別受信機、テレビ、ラジオ、パソコン、WIFI、電話、携帯電話・スマートフォンの充電手段、新聞等を確保し、避難所内に設置してください。
- 特に、災害対策本部等へ被災者の状況やニーズを発信するとともに、本部等から発信される被災者支援情報は被災者にとって大変重要であり、確実な通信手段の確保に努めてください。
- また、感染症対策として、電話やPC等の共有物については、消毒液をそばに設置し、定期的な清掃、順番制など密にならない生活ルール作りを行ってください。

地域の被害情報や復旧情報など様々な情報を避難者に提供・共有する

〈主な対応〉

- 避難者向けの情報掲示板の設置
 - 避難所内の掲示場所設置、密にならない工夫
 - 掲示情報の整理(見やすさの検討)
- 各種情報の整理と掲示及び周知
 - 災害対策本部からの支援情報
 - 地域の被害、ライフラインの復旧情報
 - ボランティア支援等に関する情報
 - 感染症関係の情報
- 地域の復旧見込み等の説明会開催



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 避難者向けの情報提供・共有について説明します。
- 災害対策本部から発せられる各種支援情報をはじめ、地域の被害情報や復旧情報など様々な情報を避難者に提供し、共有します。
- 避難所においては、避難者向けの情報掲示板を設置します。
- 見やすさに配慮しながら、支援情報等を掲示します。
- 養生テープで掲示板周りエリアを囲って、順番でエリア内に入り、掲示物を確認するなど、掲示板周辺が密にならない工夫してください。
- 災害情報のみならず、感染情報等についても最新の情報提供に努めてください。
- 新型コロナウイルス感染症について被災者は大変心配していることが想定されるので、丁寧かつ最新の情報提供を心掛けてください。
- 地域の復旧見込み等の説明会を復旧期に開催することも情報共有には効果的です。

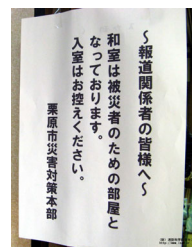
- ・在宅避難者向けに支援情報等を広報する。
- ・マスコミ取材や安否確認問合せへの対応方針を決定する。

〈主な対応〉

- 外部向け掲示板の設置
- 外部向けの情報発信
 - 避難所の開設状況
 - 在宅避難者への支援情報発信
 - 支援者へのニーズ情報発信
- マスコミ等からの問合せへの対応方針決定

留意点

- 個人情報保護への配慮



報道関係者への広報



防府市役所庁舎の
広報掲示板
「指定避難所の情報」



- 在宅避難者と避難所内の避難者との間で情報格差が生じないように、災害対策本部からの支援情報や各種情報を在宅避難者にも提供し共有することは大切なことです。
- 外部向け掲示板を設置し、避難所の開設状況を掲示します。
- 在宅避難者向けの支援情報や支援者向けのニーズ情報を掲示します。
- また、マスコミからの取材申し込みへの対応方法や、避難者の関係者と思われる方からの安否確認問合せ等、外部からの問合せにいかに対応するかについて検討します。
- その際、個人情報へは十分配慮することが必要です。

No	問題
1	避難者名簿は、避難者の氏名と性別が把握できれば十分である。
2	避難所運営委員会は、市町村から派遣された職員がリーダーシップをとり、主体的な役割を担うべきである。
3	避難者に対し提供・共有すべき情報には、災害対策本部からの支援情報、地域の被害、ライフラインの復旧情報などがある。
4	避難所は、地域の被災者に対する情報発信拠点の機能も有しており、在宅避難者への支援情報などは避難所から発信することが基本である。

本ユニットの確認テストです。
問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

2分後に、解答と解説が表示されます。

No	問題	正解	解説
1	避難者名簿は、避難者の氏名と性別が把握できれば十分である。	×	避難者名簿は、避難者の氏名と性別のほか、年齢、要配慮状況等、属性についても把握できるようにします。
2	避難所運営委員会は、市町村から派遣された職員がリーダーシップをとり、主体的な役割を担うべきである。	×	避難所が地域主導で運営されていくよう、運営会議の中心メンバーは、できるかぎり避難者の代表とし、会長なども避難者から選出します。
3	避難者に対し提供・共有すべき情報には、災害対策本部からの支援情報、地域の被害、ライフラインの復旧情報などがある。	○	避難所内に情報掲示板を設置し、各種情報を整理して避難者に提供・共有します。
4	避難所は、地域の被災者に対する情報発信拠点の機能も有しており、在宅避難者への支援情報などは避難所から発信することが基本である。	○	在宅避難者に対する支援情報や支援者へのニーズ情報等の避難所外部への情報発信用に掲示板を設置します。

ユニット5

避難所の運営(発災後Ⅱ)





備蓄物資等の配備及び配送について計画する

備蓄物資配備計画の作成

- 被害想定に応じ、各避難所で受け入れを想定している避難者数など地域特性を踏まえて、備蓄物資配備計画を作成。
- 食糧、飲料水、毛布など、応急的に必要となる備蓄物資を確保
- トイレ、衛生用品、ブルーシートの確保
- 電源と燃料の確保
- 備蓄物資一覧表の作成

留意点

- 備蓄物資の保管場所について、被害を受けにくい場所に設定する。
- 避難所近傍の施設に備蓄し、災害時にすぐに配送することで対応することも方法の一つ
- この場合、配備計画と併せて配送についても計画化しておく

- 避難所の備蓄としての毛布、非常食、飲料水の確保のほか、災害用トイレやその他必要物資については、どのように物資を送り届けるかを入念に計画・準備する必要があります。
- 洪水や津波又は土砂災害の危険がある地域については、備蓄物資の保管場所を建物の上層階にする等、被害を受けにくい場所への備蓄に注意を払う必要があります。
- 被害想定に応じ、各避難所で受け入れを想定している避難者数など地域特性を踏まえて、配備する備蓄物資を計画します。
- 備蓄物資は、避難所に備蓄しておかなければならないということではなく、避難所近傍の施設に備蓄し、災害時にすぐに配送することで対応することも方法の一つです。
- この場合、配備計画と併せて配送についても計画化しておきましょう。

地域特性を踏まえて、災害発生直後から応急的に必要と考えられる物資の種類・数量を検討し、そのうち備蓄しておく物資を整理する

備蓄物資の検討

- 食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等
- 投光器、発電機等の明かりなど電源と燃料、雨除け、敷物、囲い等に活用可能なブルーシート等

避難所等における物資の備蓄について

防災基本計画（令和元年5月中央防災会議）（抄）

第2編第1章第6節7（3）指定避難所

○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当））（抄）

第1 平時における対応

4 避難所における備蓄等

（1）食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

【財源】・地方交付税で措置



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 災害発生直後から応急的に必要と考えられる物資として、食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等があります。
- 投光器、発電機等の明かりなど電源と燃料、雨除け、敷物、囲い等に活用可能なブルーシートの確保なども必要です。
- 地域特性を踏まえて、必要な物資の種類、数量を検討し、備蓄物資を整理しておいてください。

感染拡大防止も考慮して、足りない備蓄品はないか確認する

〈主な対応〉

- 備蓄物資の確認
- 不足する物資を災害対策本部へ要請

感染拡大防止のための備蓄品の一例

マスク、検温器、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、PPE、パーティション、テント、ダンボールベッド、クリアフェンス 等



- 備蓄物資を確認し、不足する物資を災害対策本部へ要請します。
- この際、マスク、検温器、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、PPE、パーティション、テント、ダンボールベッド、クリアフェンス等、感染拡大防止のために、足りない備蓄品はないか確認します。

毎日届けられる食糧、飲料水、生活必需物資の受入れから避難者への配布にいたる様々な対応を行うための体制を確保する

〈主な対応〉

- 避難所・在宅避難者向け物資供給計画の作成
- 物資受入体制の確保
 - 物資の積み下ろし場所、受入ルート、保管場所
 - 荷下ろし、運搬、配布のための人員確保
- 物資管理、物資配布
- 物資の要請

留意点

- 女性、子育て世代、障がい者や持病を持つ方などの多様なニーズを汲み取ること。

物資拠点の例



①鳥栖流通センター
(食料)

②箱崎物流センター
(鳥栖の補完)



③東部物流センター
(鳥栖の補完)



④ロジクロス福岡久山
(食料以外)



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 発災直後から応急期を通じて、避難所へは物資配送が行われます。
- 避難所の物資受入体制として、物資の積み下ろし場所、受入ルート、保管場所を確保するとともに、荷下ろし、運搬、配布のための人員を確保してください。
- 次に、物資配布ルールの整備を行い、物資を配布するとともに、物資管理を徹底します。
- 避難者が協力し受入れから配布まで行う体制を確立し、在宅避難者用物資の配布体制についても確保しましょう。
- 避難所に食料、飲料水等をおいておくスペースがない場合等は、地域の物資拠点から各避難所への配布に対応できるよう、物資供給計画を予め作成します。
- 事前に流通事業者団体等と協定を結び、物資の調達、輸送、整理・梱包する「物資の拠点」を具体的に確保することが重要です。
- 物資が足りない場合は、物資の要請を災害対策本部にします。
- 女性、子育て世代、介護をしている人、障がい者や持病を持つ方などのニーズを汲み取るよう留意してください。

ニーズに応じた衣類の提供を行うとともに、避難者自身で毎日の衣類を確保できる環境づくりに努める

〈主な対応〉

- 必要な衣類の確保
 - 避難者の属性に応じた下着類を確保
 - 体や季節に合った衣類
- 洗濯等のできる環境づくり
 - 仮設洗濯場、洗濯干し場の確保
 - 洗濯機・乾燥機、洗濯洗剤等の確保、



肌着をお届けした時の様子



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 着の身着のままで避難してきた被災者に対しては、衣類の配慮が必要です。
- 下着の確保に始まり、性別や年齢等に応じた衣類の確保に努めます。
- 過去の被災地では、衣料品販売事業者からの寄付に助けられた好事例があった一方で、妊婦用、介護用の下着や衣類が不足がちでした。
- 衣類を手配する際には、このような特別なニーズの把握に努めることも重要です。
- 状況が落ち着けば、被災者自らが洗濯できる環境を整えることを目指しましょう。

栄養管理面に配慮した食事を提供する。

〈主な対応〉

- 避難所・在宅避難者別に必要食数の報告
- 炊き出しのための調理器具や食材の確保
- 避難者への配食
- アレルギー対応等特別食の確保、原材料表示

留意点

- 栄養面への配慮
- 地域にある資源（スーパーや食料品店等）を活用
- 在宅避難者向けの食料の確保も行う



- 避難所での食事について説明します。
- 備蓄物資の活用とともに、ケータリングや調理等により、避難者への食事を用意します。
- 調理をするためには食材のみならず調理器具の確保も必要です。
- 必要食数の把握をし、災害対策本部へ報告してください。
- このとき、避難所避難者のみならず、在宅避難者用の必要食数もカウントすることが大事です。
- また、アレルギー対応等特別食を確保するとともに、配食の際に原材料表示なども行ってください。
- 配慮が必要な者に対応した食料品等の特別ニーズへの対応は、被災者の命と健康を守るために必要不可欠です。
- 時間とともに、栄養面への配慮や、地域にあるスーパーや食料品店等の活用にも配慮が必要です。

食中毒の発生が生じないように、食料(生鮮品、弁当等)の取り扱いに十分注意し、食品管理と調理者の衛生管理を徹底する

〈主な対応〉

- 食品の衛生管理の徹底
- 調理前の手指及び調理器具の消毒
- 炊き出し等調理をする人の健康チェック

留意点

- 食料品の保管にあたっては、冷蔵庫を使用する
- あらかじめ、食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法を確立しておく

- ライフラインの途絶や集団生活といった条件の避難所では、様々な感染症、食中毒等のリスクが高まるため、発災直後から、食料の取り扱いには十分注意する必要があります。
- 調理や炊き出しをする際には、調理前の手指及び調理器具の消毒を徹底し、衛生的な調理に配慮し、調理する人の体調管理も行う必要があります。
- 特に、食料品の保管にあたっては、冷蔵庫を使用してください。

5. 確認テスト

65

No	問題
1	避難所の備蓄物資配備計画を作成する際には、被害想定や地域特性を考慮する。
2	物資の受入には、積み下ろし場所、受入ルート、保管場所、荷下ろし、運搬、配布のための人員を確保する必要がある。
3	着の身着のままで避難してきた避難者もいるため、避難者の属性やニーズに合わない衣類でも確保して提供することが必要である。
4	避難者への配食の際は、アレルギー対応等特別食の確保や原材料表示、栄養管理面に配慮する。

本ユニットの確認テストです。
問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

2分後に、解答と解説が表示されます。



No	問題	正解	解説
1	避難所の備蓄物資配備計画を作成する際には、被害想定や地域特性を考慮する。	○	被害想定に応じ、各避難所で受け入れを想定している避難者数など地域特性を踏まえて、備蓄物資配備計画を作成します。
2	物資の受入には、積み下ろし場所、受入ルート、保管場所、荷下ろし、運搬、配布のための人員を確保する必要がある。	○	毎日届けられる食糧、飲料水、生活必需物資の受入体制の確保をする。
3	着の身着のままで避難してきた避難者もいるため、避難者の属性やニーズに合わない衣類でも確保して提供することが必要である。	×	避難者の属性やニーズに応じた衣類を確保し提供することが必要です。また、避難者自身で毎日の衣類を確保できる環境づくりにも努めます。
4	避難者への配食の際は、アレルギー対応等特別食の確保や原材料表示、栄養管理面に配慮する。	○	その他留意点として、地域にある資源（スーパーや食料品店等）の活用や、在宅避難者向けの食料の確保も行います。



ユニット6

避難所の運営(発災後Ⅲ)





既設トイレの被害状況を踏まえ、トイレの必要数に応じて「携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ」などの災害用トイレを確保する

〈主な対応〉

● 災害用トイレ(備蓄分)の設置

- 既設トイレの使用可否を確認
- 水洗トイレの使用禁止措置
- (備蓄分)携帯・簡易・組立式トイレを設置

● マンホールトイレ使用環境の確保

● 不足するトイレ数の把握と要請

- 避難者人数と使用できるトイレの数から、不足するトイレ(便器)数を把握



携帯トイレ



簡易トイレ



簡易トイレ組立式

必要数の計算

- 災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基。その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基
- トイレの平均的な使用回数は、1日 5 回



防災スペシャリスト養成eラーニング

- トイレならびにトイレを支える上下水道・浄化槽ライフラインが機能停止に陥ると、「排尿・排便を行う場所の確保」「し尿の保管」「し尿の処理・処分」等の手順の代替手段を確保する必要があります。
- 過去の災害においては、トイレの数が足りず、衛生環境が悪化した例が見られました。快適なトイレ環境の確保のために、発災当初から約50人に1個のトイレを確保できるよう、災害用トイレの備蓄や整備を進めます。
- 後述しますが、感染症対応下においては、更に多数のトイレの確保が必要となります。

- 災害用トイレには、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレと大きく分けて4種類あります。
- それぞれの特性に応じて、使用が想定される時期や準備に必要なものが異なります。
- 既設トイレの被害状況を踏まえ、避難所人数等から必要なトイレの数に応じて、災害用トイレを確保します。
- 災害発生当初は、避難者約50人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり 1 基、トイレの平均的な使用回数は、1日5回を目安として必要量を計算してください。

- まずは、既設トイレの使用可否を確認し、水洗トイレを使用禁止としてください。
- 備蓄してある災害用トイレを設置し、マンホールトイレ使用環境の確保を行います。
- 避難者人数と使用できるトイレの数から、不足するトイレ(便器)数を把握し、不足するトイレ(便器)数を把握し、不足する場合は、災害対策本部へ要請をしてください。

災害用トイレの確保・管理計画を作成する

トイレの確保計画

- 各避難所の既設トイレの汚水処理方法の確認
- 各避難所の想定される最大避難者数の確認
- 災害時のトイレ(便器)の必要数の見積り
- 携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備の検討
- 屋外トイレの設置場所を確保
- トイレの衛生管理に必要な物資や手洗い用水等を確保

トイレの管理計画

- 災害時の水洗トイレの使用ルールを作成
- 携帯トイレの保管・回収や、汲み取り計画の作成

徳島県災害時快適トイレ計画

平成29年3月

徳 島 県
徳島県災害時相互応援連絡協議会

防災スペシャリスト養成eラーニング

- 災害用トイレの確保・管理計画を作成します。
- 各避難所の既設トイレの汚水処理方法と各避難所の想定される最大避難者数を確認し、災害時の水洗トイレの使用ルールの作成と災害時のトイレ(便器)の必要数の見積りを行います。
- 見積もりに基づき、携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備の検討をします。
- また、屋外トイレの設置場所、トイレの衛生管理に必要な物資等、手洗い用水を確保します。
- また、管理計画においては、避難所における汚水の処理及び携帯トイレ(便袋)の処理手段をについて検討します。

トイレに関して配慮が必要な人に適する専用トイレの確保を行うとともに、移動や排泄のための支援体制を確保する

〈主な対応〉

- トイレに関する配慮が必要な人等の把握
 - 様々なニーズの把握と対応
- 要配慮者専用トイレの設置
 - 感染症対応のための専用トイレの設置
 - 装具交換やおむつ交換のための折り畳み台設置
 - 人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換設備とスペースの設置
 - 子供用のトイレ(便座)の確保
 - トイレの待合スペース・雨風日除け



車椅子対応の仮設トイレ

- 移動や排泄の支援ボランティアの要請

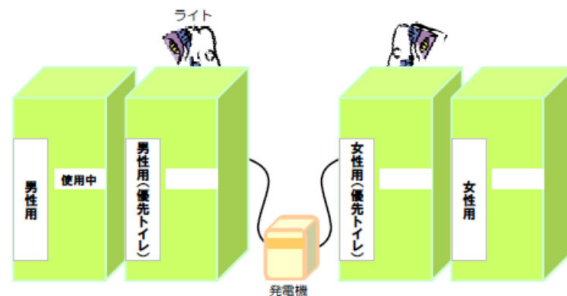
防災スペシャリスト養成eラーニング

- 全ての被災者が安心してトイレを利用できるよう、障がい者や女性等の意見を積極的に取り入れるとともに、障がい者用のトイレを一般用とは別に確保することは重要なことです。
- まず、トイレに関する配慮が必要な人等を把握し、配慮が必要な人向けの専用トイレ等を設置します。
- 専用トイレとともに、子ども用便座、装具交換やおむつ交換のための折り畳み台設置、人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換設備とスペースの設置、トイレの待合スペース・雨風日除け等を必要に応じて設置します。
- また、要配慮者の支援をおこなうため、移動や排泄の支援ボランティアの要請をしてください。

トイレを安全に安心して活用できるよう、使用環境を整える

〈主な対応〉

- 高齢者、障害者用トイレの動線の安全性確保
- トイレの固定、転倒防止の徹底
- 手すりの設置・段差の解消
- 防犯対策
 - トイレの中と外に照明を設置
 - 施錠、防犯ブザー等の設置



設置例

留意点

- トイレを屋外に設置する場合は、暗がりにならない場所に設置、経路上にも照明を設置する

- トイレを安全に安心して活用できるよう改善し、使用環境を整えることは大変重要です。
- 特に、高齢者、障害者用トイレの動線の安全性確保に留意します。
- トイレの固定、転倒防止の徹底、手すりの設置・段差の解消を行います。
- 防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保し、施錠、防犯ブザー等を設置してください。
- トイレを屋外に設置する場合は、暗がりにならない場所に設置し、経路上にも照明を設置するようにすることが大切です。

トイレを清潔に保つために必要な道具を確保するとともに、定期的な清掃等による衛生管理を徹底する

〈主な対応〉

- 手洗い用の水・石鹸、消毒液の確保
- トイレ清掃用具等の確保
 - 掃除用具・使い捨て手袋・マスク・作業着等の確保
- トイレ周りの衛生用品の確保
 - おむつや生理用品、サニタリーボックス等
 - ウェットティッシュ、消臭剤、消毒液
- 防虫・除虫対策
- 定期的なトイレの掃除
 - トイレ責任者とトイレ掃除当番の決定



トイレ掃除当番表をつくって管理
(気仙沼市)



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 避難所のトイレは大勢の人が利用するため、普段以上に衛生面や使い勝手に配慮が必要になります。
- 衛生的で快適なトイレ環境を維持することで、健康被害を防ぐことができます。
- 感染症や害虫、不快なおいをできるだけ排除し、快適に利用するために、健康な避難者にもご協力いただき、定期的な清掃体制を確保します。
- また、先ほども述べましたが、衛生環境維持のために、手洗い方法、トイレ用履物の利用、トイレ清掃当番など、トイレ利用ルールを徹底することが大事です。
- トイレ周りの用品として、おむつや生理用品、サニタリーボックス等の衛生用品、トイレ用履物、手洗い水、ウェットティッシュ、石鹸、消臭剤、消毒液も確保が必要です。

衛生環境や安全の維持のため、トイレの使用ルールを避難者に伝えるとともに、掲示して周知徹底をはかる

〈主な対応〉

- トイレの使用ルールの設定、周知
 - 手洗い水の確保、トイレ用の履物の履き替え
- 正しい手洗い方法の周知、掲示
- 男女別のわかりやすい表示
- 防犯対策の使用者への呼びかけ

留意点

- すべての被災者が安心してトイレを利用できるよう、障害者や女性等の意見を取り入れ、改善を実施する



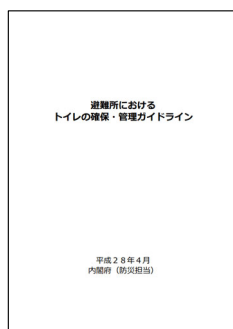
トイレの衛生面を考慮し、履物を変えている（気仙沼市）



防災スペシャリスト養成eラーニング

- トイレの衛生環境を維持・改善するため、トイレ使用ルールを定めて周知徹底します。
- 手洗い水を確保し、正しい手洗い方法を周知します。
- また、トイレ用の履物の履き替えを徹底します。
- 男女別のわかりやすい表示をするとともに、防犯対策を使用者へ呼びかけます。
- すべての被災者が安心してトイレを利用できるよう、障害者や女性等の意見を取り入れて、絶え間ない改善を図ることが重要です。

災害時におけるトイレの確保やトイレの清掃・衛生環境維持のための運営を行っていく上で、具体的な法や業務フローをチェックリスト化



避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎ 担当 ○ 支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目 1 災害用トイレの確保・管理計画を作成する									
1-1	各避難所の既設トイレの汚水処理方法を確認する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	☐	☐	
1-2	各避難所の想定される最大避難者数を確認する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	☐	☐	
1-3	災害時の水洗トイレの使用ルールを作成する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当	☐	☐	
1-4	災害時のトイレ（便器）の必要数の見積りを実施する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道	☐	☐	

チェックリストの例



防災スペシャリスト養成eラーニング

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf

- 避難所においてトイレは大きな課題の一つとなることが多いです。
- 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」は、平成28年4月に内閣府より発行されたもので、災害時におけるトイレの確保やトイレの清掃・衛生環境維持のための運営を行っていく上で、参考となるような具体的な方法や留意事項、実務上の手引き、チェックリスト等をまとめています。
- ガイドラインの中では、「災害時のトイレの必要計算シート」もありますので、ぜひ必要なトイレ数を計算してみてください。

No	問題
1	既設トイレの被害状況を踏まえ、トイレの必要数に応じた災害用トイレの確保が必要である。
2	トイレに関して配慮が必要な人への対応例としては、装具交換やおむつ交換のための折り畳み台の設置や、子供用のトイレ(便座)の確保がある。
3	高齢者・障害者用トイレの動線の安全性の確保、トイレの固定、転倒防止の徹底、手すりの設置・段差の解消は、トイレを安全・安心に使うために必要な対応である。
4	トイレの衛生環境や安全の維持については、トイレ使用ルールを定めることで十分な対策につながる。

本ユニットの確認テストです。
問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

2分後に、解答と解説が表示されます。

6. 確認テスト（解答）

77

No	問題	正解	解説
1	既設トイレの被害状況を踏まえ、トイレの必要数に応じた災害用トイレの確保が必要である。	○	トイレは、災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基必要です。避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基必要です。
2	トイレに関して配慮が必要な人への対応例としては、装具交換やおむつ交換のための折り畳み台の設置や、子供用のトイレ（便座）の確保がある。	○	トイレに関して配慮が必要な人の様々なニーズに適した専用トイレの確保が必要です。
3	高齢者・障害者用トイレの動線の安全性の確保、トイレの固定、転倒防止の徹底、手すりの設置・段差の解消は、トイレを安全・安心に使うために必要な対応である。	○	その他にも防犯対策として、トイレの中と外に照明を設置する、施錠、防犯ブザー等を設置するなど、トイレを安全安心に活用できるように使用環境を整えます。
4	トイレの衛生環境や安全の維持については、トイレ使用ルールを定めることで十分な対策につながる。	×	トイレの衛生環境や安全を維持するためには、使用ルールを定めただけでは不十分なため、避難者に伝え、掲示して周知徹底をはかる必要があります。



防災スペシャリスト養成eラーニング

ユニット7

避難所の運営(発災後Ⅳ)





簡易ベッドの確保等により、適切な睡眠環境を整える

〈主な対応〉

- 寝床の改善のための簡易ベッドや寝具等の確保
 - 布団・エアマット・毛布などの寝具
 - 畳・カーペット、段ボールベッド等簡易ベッド
 - パーティション(間仕切り)、ブルーシート(敷布)
- エコノミークラス症候群対策等
 - 定期的に体を動かす、弾性ストッキングを着用する等



段ボール簡易ベッド

留意点

- 床に直接寝ると「アレルギーや喘息の悪化」や「エコノミークラス症候群の発症」につながるため、極力避ける。



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 避難所では、狭い場所での寝泊まりが続くことやストレス等により、肺塞栓症、いわゆるエコノミークラス症候群を引き起こす可能性があります。
- 寝床については、初動は毛布や通気を確保する等、暑さ寒さの緩和に努め、次いで、マットや段ボール使用等の簡易ベッドの導入を目指してください。
- 床に長期的に横たわっていると、アレルギーやぜんそくの悪化、エコノミークラス症候群の発症につながるおそれがあるため、ベッドの導入に努めてください。
- 生活不活発病防止のためにも、立ち上がりやすいベッドの導入は効果的です。
- また、プライバシー確保のため、パーティションの導入も望ましいです。
- エコノミークラス症候群対策としては、ベッド導入のほか、定期的に体を動かすこと、弾性ストッキング着用等がありますので、避難者に周知が必要です。

間仕切りの設置などによるプライバシーが守られる環境づくりは大切である。

間仕切りの設置によりメリット

- プライバシーが守られる
- 感染症対策になる

間仕切りの設置によるデメリット

- 風通しや空調の効きが悪い
- 防犯上の課題がある
- 避難者の体調の把握が難しい 等



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 間仕切りの設置などによるプライバシーが守られる環境づくりは大切である。
- しかしながら、設置後は風通しや空調の効きが悪くなったという意見があるほか、防犯上の課題や、歩行器等の使用者などはパーティションの脚につまずきそうになったという意見もある。
- また、避難者の状況が見えにくくなって体調の把握が難しくなったり、安否確認が必要な方が多い場合には、間仕切りがない場合よりも確認するためにより多くの人員を配置する必要がある、という声もあった。
- こうしたことから、ある避難所では、間仕切りを設置する前に、職員総出で避難世帯数、避難者数などの確認を行ってから居住スペースを確保したという例がみられたほか、パーティションの高さを低く設置したり、寄りかかる危険性を避けるために使用者を選定したり、風通しを考えて隙間を設けて配置するなどした事例も報告されている。

既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等を通じて、入浴支援を行う

〈主な対応〉

- 旅館・銭湯等の民間事業者との協定締結、活用
 - 高齢者施設、旅館・ホテルなどの入浴施設の活用
 - 施設までの輸送手段(バス)等の確保
- 入浴等の環境確保、入浴支援者の確保
 - 仮設風呂等の設置による風呂・シャワーの環境
 - 安全性の確保、使い捨てタオル等の準備
- 配慮を要する人への入浴支援者の確保
- シャワー・風呂前後の健康管理
 - 水分補給や前後の健康チェック



仮設浴場(陸上自衛隊)

留意点

- 水害等で被災者が汚水に侵されている場合は、感染症予防のためにも、シャワー等で汚れを落とす必要がある



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 次に、入浴支援について説明します。
- 既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討します。
- 仮設風呂等については、手すりがないものや、滑りやすい等の制約もあり、脆弱性の高い高齢者等には適さないものもあるため、入浴支援者の確保が必要になります。
- 高齢者施設、旅館、ホテル等の入浴施設の活用や、施設までの輸送手段の確保も検討しましょう。
- まずは平時から旅館・銭湯等の民間事業者との協定締結を進めることが重要です。
- 入浴後の健康管理としては、水分補給や前後の健康チェックを行ってください。
- 特に、水害等で被災者が汚水に侵されている場合は、感染症の予防のためにも、シャワー等で汚れを落とす必要があります。

避難所生活上で出るゴミの集積場所を確保し、分別ルールを避難者に周知する。

〈主な対応〉

- ゴミの集積場所の確保、ゴミ袋の設置
- 避難者への分別ルールと集積場所の周知
- ゴミ袋、防臭・防虫剤の確保
- 防臭・防虫の措置

留意点

- 災害時であってもゴミは分別収集することを徹底



- 災害時であってもゴミは分別収集し、決められた集積場所に排出し、防臭・防虫に気を付けることが、避難者の健康確保のために必要です。
- ゴミの集積場所を確保し、ゴミ袋を設置します。
- 避難者への分別ルールと集積場所の周知を行ってください。
- また、ゴミ袋、防臭・防虫剤を確保し、防臭・防虫の措置についても実施してください。

No	問題
1	「アレルギーや喘息の悪化」や「エコノミークラス症候群の発症」を防ぐため、ベッドの導入は避ける。
2	間仕切り(パーティション)を設置することについては、プライバシー確保などのメリットばかりでなくデメリットもある。
3	避難所では、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等を通じて、入浴支援を行う必要がある。
4	避難所では、ゴミの集積場所の確保、ゴミ袋の設置を行えばゴミ問題は解決される。

本ユニットの確認テストです。
問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

2分後に、解答と解説が表示されます。



No	問題	正解	解説
1	「アレルギーや喘息の悪化」や「エコノミークラス症候群の発症」を防ぐため、ベッドの導入は避ける。	×	ベッドではなく床に直接寝ることで「アレルギーや喘息の悪化」や「エコノミークラス症候群の発症」につながりやすくなるため、ベッドの導入を目指します。
2	間仕切り(パーティション)を設置することについては、プライバシー確保などのメリットばかりでなくデメリットもある。	○	間仕切り(パーティション)を設置することによるデメリットとして、風通しや空調の効きが悪い、防犯上の課題がある等があります。
3	避難所では、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等を通じて、入浴支援を行う必要がある。	○	入浴支援のための対応には、旅館・銭湯等の民間事業者との協定締結・活用、入浴等の環境確保、入浴支援者の確保、配慮を要する人への入浴支援者の確保などがある。
4	避難所では、ゴミの集積場所の確保、ゴミ袋の設置を行えばゴミ問題は解決される。	×	避難者への分別ルールと集積場所の周知、ゴミ袋、防臭・防虫剤の確保、防臭・防虫の措置なども行う必要がある。



ユニット8

避難所の運営(発災後Ⅴ)





持病の悪化、新たな病気の発症防止や健康維持のために、医療・保健・福祉専門職の巡回による健康チェックを定期的実施する

〈主な対応〉

- 巡回・派遣体制の確保
 - 救護所や医療巡回受け入れスペースの設置
 - 医師・看護師・保健師・福祉専門職、心のケア専門職、機能ボランティアの巡回・派遣体制
- 健康管理シートによるチェック
- 健康相談窓口の設置
- その他
 - 正しい口腔ケアの周知・指導
 - 妊婦健診、乳児健診の情報提供

留意点

- 感染症、粉じん吸入、慢性疾患の悪化、エコノミークラス症候群、生活不活発病、熱中症、低体温症、口腔衛生管理、一酸化炭素中毒、アレルギー疾患の悪化など病気の予防に努める



- 災害時には、持病の悪化防止、新たな病気の発症防止、健康維持のために、市町村内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回」による避難者の健康チェックを定期的実施します。
- これらの結果等に気を配りながら、巡回医師等の指導を仰ぎ、専門施設等へ適切に橋渡しできる体制を確保することが重要です。
- 避難者の健康管理のために配慮すべき事項は多岐にわたりますが、これらの配慮を欠くと、避難者の健康が悪化し、その影響が甚大な場合は死に至る可能性も否定できません。
- 医療・保健・福祉の専門職能者に多角的に避難所の状況をチェックしてもらい、ボランティアやNPO団体とも協力しながら、被災者の健康管理に努めてください。
- 健康管理シートによるチェックを通じて持病を持つ避難者等を把握し、悪化防止に努め、また、感染症、粉じん吸入、慢性疾患の悪化、エコノミークラス症候群、生活不活発病、熱中症、低体温症、口腔衛生管理、一酸化炭素中毒、アレルギー疾患の悪化など病気の予防に努めてください。

集団生活の中で生じやすい感染症への対策を実施する

〈主な対応〉

- 避難所の換気(定期的な実施)
- 感染症予防対策(こまめな手洗いの励行、避難所内の土足厳禁措置、トイレにおける靴の履き替え等)
- 毎日の体温・体調チェック
- 保健師等による定期的な見回り
- 心のケア(相談窓口開設)
- いわゆるエコノミークラス症候群の予防



換気



手洗い



咳エチケット

- 集団生活の中で生じやすい感染症への対策を実施します。
- 避難所の換気を定期的に実施するとともに、感染症予防対策として、こまめな手洗いの励行、避難所内の土足厳禁措置、トイレにおける靴の履き替えなどを行います。
- 避難者は毎日体温、体調をチェックし、運営スタッフが状況を確認します。
- また、ソーシャルでいいスタンス維持のため、通常よりも被災者は孤独に陥りがちになることが想定されます。電話やSNS等を活用しつつ、心のケアへの配慮が必要です。
- いわゆるエコノミークラスの予防にも配慮し、定期的な軽い運動を推奨してください。

〈感染症防止のために決めた方がよいルール〉

- 常時マスク着用。手指の消毒の徹底。なお、気温が高い場合はこまめに水分補給
- 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごす
- 毎日の体温・体調確認
- トイレにふたがある場合は、トイレのふたを閉めて流す
- 掃除当番(トイレ清掃等)
- ゴミは各家庭で密閉して廃棄
- 靴はビニール袋に入れて各自で保管
- 洗濯をする際は、各家庭ごとを徹底。

お互いの距離は **2m 以上** あける



近距離での会話や発声をする

密接場面

JVOAD避難生活改善に関する専門委員会
「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」より



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 感染症防止のため、決めた方がよいルールには、次のようなものがあります。

- ・ 常時マスク着用。手指の消毒の徹底。なお、気温が高い場合は、熱中症対策のため、強い負荷の作業や運動を避け、こまめに水分補給すること。
- ・ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごすこと。
- ・ 毎日の体温・体調確認。
- ・ トイレにふたがある場合は、トイレのふたを閉めて流すこと。
- ・ 掃除当番(トイレ清掃等)。
- ・ ゴミは各家庭で密閉して廃棄。
- ・ 靴はビニール袋に入れて各自で保管。
- ・ 洗濯をする際は、各家庭ごとを徹底。

避難所生活の中で発生が目立つ「食中毒」や「熱中症」、「生活不活発病」、「深部静脈血栓症(エコノミークラス症候群)」などが生じないようその予防対策を徹底する

	症状	対策
食中毒	腹痛、下痢、嘔吐、発熱 等	・調理者の手洗い ・食品の温度管理 ・食材へ火を通す
熱中症対策	めまいや顔のほてり、筋肉痛や筋肉のけいれん、体のだるさ、吐き気 等	・屋外は直射日光を避ける ・屋内は、扇風機により風通しをよくする、こまめに水分を補給、氷柱の設置
生活不活発病	体を動かす機会が減り、筋力が低下。関節がかたくなる	・身の回りのことはなるべく自分でやるなど ・積極的に体を動かす
エコノミークラス症候群	狭い場所で長時間足を動かさないと、足の静脈にできた血の塊が、血管をふさぐ	・定期的に足や足指を動かす ・水分をとる ※防止のための弾性ストッキングの配布を検討
低体温症	手足が冷たくなり、震える	・厚着、頭や首を帽子マフラーで保温

 防災スペシャリスト養成eラーニング

- 避難所生活の中で発生が目立つ「食中毒」や「熱中症」、「生活不活発病」、「エコノミークラス症候群」「低体温証」などが生じないよう、その予防対策を徹底します。
- 食中毒は、腹痛、下痢、嘔吐、発熱などの症状があります。
- 食中毒対策としては、調理者の手洗い、食品の温度管理、食材へ火を通すなどがあります。
- 熱中症は、めまいや顔のほてり、筋肉痛や筋肉のけいれん、体のだるさ、吐き気などの症状があります。
- 熱中症対策としては、屋外は直射日光を避ける、屋内は、扇風機により風通しをよくするなどがあります。
- 生活不活発病は、体を動かす機会が減り、筋力が低下・関節がかたくなるなどの症状があります。
- 生活不活発病対策としては、軽い体操やストレッチ、身の回りのことはなるべく自分でやるなど、積極的に体を動かすことを促します。
- 深部静脈血栓症、いわゆるエコノミークラス症候群は、狭い場所で長時間足を動かさないと、足の静脈にできた血の塊が、血管をふさぐなどの症状があります。
- エコノミークラス症候群対策としては、軽い体操やストレッチ、十分な水分補給、弾性ストッキングの着用、眠るとき足をあげるなどを推奨します。
- 低体温症は、手足が冷たくなり、震えるなどの症状があります。
- 対策としては、厚着、頭や首を帽子マフラーで保温します。
- これらの予防対策を徹底してください。

災害時は、どんな人でもストレスから強い不安や心配を感じることを念頭に、心のケアを行う

〈主な対応〉

- 休息や睡眠の確保
- コミュニケーションを取りやすい環境づくり
- こころの巡回相談・医療機関での受診(声かけ、話を聞くなど)

留意点

- 強いストレスにさらされると、イライラする、怒りっぽくなる、眠れない、動悸(どうき)、息切れで苦しい、などが生じるといわれている。
- 深呼吸をする、体を動かす、体験を誰かに話す(相手の話に耳を傾ける)、感情を表現する、しっかりと栄養を取る、できる限り休養や睡眠をとる、無理をしない、などが対処の方法としてあげられている。



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 災害時は、どんな人でもストレスから強い不安や心配を感じますので、被災者の心のケアを行うことが必要です。
- 強いストレスにさらされると、イライラする、怒りっぽくなる、眠れない、動悸(どうき)、息切れで苦しいなどの症状が生じるといわれています。
- 十分に休息や睡眠を確保するとともに、深呼吸をする、体を動かす、体験を誰かに話す、感情を表現する、しっかりと栄養を取る、できる限り休養や睡眠をとる、無理をしない、などが対処の方法としてあげられています。
- また、コミュニケーションを取りやすい環境づくりをするため、こころの巡回相談・医療機関での受診(声かけ、話を聞くなど)を行います。

避難所内の暑さ寒さの対策として、冷暖房設備等を確保する

〈主な対応〉

- 冷暖房設備・器具の確保
- 空調、温度管理の実施
- 採光量の調節
- (暑い場合)換気、遮光
- (寒い場合)防寒着、マフラー等の確保



暑さ対策:スポットクーラー



寒さ対策:保温性の高いシート

留意点

- 朝晩は冷える可能性も考え、床にマットや畳を敷くなど工夫する



- 避難所内の温度環境が避難者の心身に大きく影響を及ぼすことを踏まえて対策を講じます。
- 冷暖房設備・器具の確保とともに、空調、温度管理の実施を行います。
- また、採光量の調節を行います。
- 夏の時期には、空調による温度管理とともに、できるだけ換気し、日差しを遮ります。
- 冬の時期には、必要に応じて防寒着、マフラー等の確保します。
- 朝晩は冷える可能性も考え、床に直接ではなく、マットや畳を敷くなど工夫します。

No	問題
1	避難所では、医療・保健・福祉専門職の巡回による健康チェックを定期的を実施することで持病の悪化や新たな病気の発症防止、健康維持を行う。
2	避難所で行う感染症予防対策には、こまめな手洗いの励行、避難所内の土足厳禁措置、トイレにおける靴の履き替え等がある。
3	避難所で生じやすい病気の1つに「エコノミークラス症候群」があるが、手足が冷たくなり震えるという症状が出るため、厚着して頭や首を帽子マフラーで保温することが対策となる。
4	被災者の心のケアは大事だが、感染症対策として対面での声かけなどは控えるべきである。

本ユニットの確認テストです。
問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

2分後に、解答と解説が表示されます。



8. 確認テスト（解答）

95

No	問題	正解	解説
1	避難所では、医療・保健・福祉専門職の巡回による健康チェックを定期的を実施することで持病の悪化や新たな病気の発症防止、健康維持を行う。	○	巡回・派遣体制を確保するためには、救護所や医療巡回受け入れスペースの設置が必要です。
2	避難所で行う感染症予防対策には、こまめな手洗いの励行、避難所内の土足厳禁措置、トイレにおける靴の履き替え等がある。	○	その他にも、定期的な換気や毎日の体温・体調チェック等により、集団生活の中で生じやすい感染症への対策を実施します。
3	避難所で生じやすい病気の1つに「エコノミークラス症候群」があるが、手足が冷たくなり震えるという症状が出るため、厚着して頭や首を帽子マフラーで保温することが対策となる。	×	問題文は、「低体温症」の症状と対策です。「エコノミークラス症候群」は、狭い場所で長時間足を動かさないと、足の静脈にできた血の塊が、血管をふさぐという症状がでるため、定期的に足や足指を動かし、水分をとることが対策となります。
4	被災者の心のケアは大事だが、感染症対策として対面での声かけなどは控えるべきである。	×	マスクやフェイスシールドを着用する等の感染症対策を十分に行ったうえで、声かけ等の心のケアに努めます。



防災スペシャリスト養成eラーニング

ユニット9

特別なニーズへの対応





配慮が必要な方の状態やニーズを把握し関係者で情報共有するとともに、スペースの確保や見守り体制づくりを行う

要配慮者とは

- 災害時において、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者

〈主な対応〉

- 本人や家族から状況・ニーズ把握
- 段差の解消など環境整備
- 避難者同士の見守り体制の確保
- 外国語による避難所内情報の提供
- 心のケア対応

[illegible]

避難所での呼びかけ文例

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 避難所において配慮が必要な方、たとえば高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病の方や外国人等の体調が悪くならないように、その状態やニーズを把握し関係者で情報共有するとともに、スペースの確保や見守り体制づくりを行うことは大変重要です。
- まず、このような要配慮者がどのような困難に直面しているか、本人や家族から状況やニーズを聞き取るなど、当事者の方と話し合います。
- 把握した状況やニーズに応じて、避難所内の段差の解消などの環境整備や、避難者同士の見守り体制を確保します。
- 日本語がわからない外国人の方に対しては、外国語による避難所内情報の提供も検討します。
- 心のケアに関しても、専門職ボランティアの巡回・派遣体制の確保や心のケアイベント・サロン活動等を検討します。

女性や子供が安心して過ごせる生活環境づくりを行う

〈主な対応〉

- 女性特有の物資(生理用品等)の確保
- 女性用更衣室や授乳室の設置
- 母子(妊婦・乳児)専用スペースの設置の検討
- キッズスペース(子供の遊び場)の設置の検討

〈留意点〉

- 女性特有の物資の確保や女性用設備の用意にあたっては、女性の参画を求める



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 女性や子供は特別なニーズを持った存在です。
- たとえば、生理用品や更衣室、授乳室の必要性等に配慮することで、女性が安心して過ごすことができる環境が維持できます。
- 女性特有の物資の確保や設備を用意する際にあたっては、女性の参画を求め、女性職員が対応に当たるなど工夫をしてください。

避難所運営委員会への女性の参加など、女性自身の視点から避難所運営を実施できるよう配慮する

〈主な対応〉

- 性別配慮について意見が反映できる環境の確保
- 困りごと相談窓口の設置
- 家庭的ニーズの積極的な掘り起し
- 安心して話せる女性だけの場の確保の検討



〈留意点〉

- 避難所運営委員会への女性の参画を促す。
- 女性たちが避難所運営の意思決定に加わることで、特に高齢者や障害者、子供たちの命・健康のリスクの見守り体制が強化されることが期待される



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 女性は家庭的責任を負っていることも多く、家族全員のニーズ、特に育児・介護・衛生・栄養等に関する細かい困りごと・要望や対応方法に関する知識・経験を、より多く持っている傾向にあります。
- しかし、過去の災害時には、女性たちが意見を言う機会が限られていました。
- 女性たちが避難所運営の意思決定に加わることができるよう配慮することで、特に高齢者が障がい者、子どもたちの命・健康リスクの見守り体制が強化されることになり、避難所の質の向上につながることを期待されます。
- 避難所運営委員会への女性の参画を促すことも効果的です。
- 女性やボランティアの協力を得ながら、困りごと相談窓口を設置し、家庭的ニーズの積極的な掘り起しを図ることや、安心して話せる女性だけの場の確保等を検討します。

避難所内や地域の安全や安心を維持するため、地域住民主導による防犯・見守りのための体制づくりと定期的な見回り等の実施支援を行う

〈主な対応〉

- 地域の防犯・見守り、相談体制のための体制づくり支援
 - 平常の防犯活動体制の活用、避難者同士の見守り体制
- 避難所内の見回り
- 住民と警察・消防団の協働による地域の巡回
 - 警察への巡回要請、巡回ルートを検討・整理
 - 定期的な見回り、在宅避難者等への声かけ、見守り



避難者に声掛けを行う女性警察官

(平成 28 年 4 月 19 日)

留意点

- 避難所内のトイレ・入浴施設付近で性犯罪等が発生しないよう、施錠、防犯ブザー等による防止策とともに、見回り等を行う



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 災害時には、治安の維持が課題の一つとなります。
- 被災地外から窃盗団が入り込むことも、残念ながら珍しいことではないと言われているため、消防団・自警団等による地域の見守り体制の強化、警察の巡回要請、女性・子供に対する性犯罪防止策・相談体制強化等の検討・実施が必要となります。
- 平常時の防犯活動体制の活用、避難者同士の見守り体制の確保などを行います。
- 特に避難所内のトイレ・入浴施設付近で性犯罪等が発生しないよう、施錠、防犯ブザー等による防止策とともに、見回り等を行ってください。

避難所内でペットを管理するための滞在場所の確保や管理ルールを定め、その周知をはかる

〈主な対応〉

- ペット同伴避難ルールの確認
 - ゲージ等の持参、特定の場所での滞在
- ペット滞在場所の設置とその周知
- ペット滞在ルールの確立とその周知



校舎内にペットスペースを確保

留意点

- 動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人が共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮、滞在場所の十分な検討が必要



防災スペシャリスト養成eラーニング

- ペットは飼い主にとってはとても大切な存在ですが、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人が共同生活をおくる避難所では、ペットの鳴き声や毛の飛散、におい等への配慮が必要です。
- ペット同伴避難の場合のペット滞在ルールを決めて、飼い主へ周知を図ることが重要です。
- 飼い主が責任をもってペットを飼育するための居場所の確保や、ゲージ等を用意する等、具体的な対応を検討します。

やむをえず車両避難をしている方(車中泊者)への対応を検討する。

〈主な対応〉

- 熱中症やエコノミークラス症候群へ留意
- 保健師等の巡回
- 物資や食料配布の周知方法の検討

留意点

- 感染症対策として、受付の際に車と車の間のスペースを十分とるよう案内
- 車両ナンバーと乗車人員を把握。
- 可能であれば、避難所内への入所者と受付を分けることを推奨。

- 駐車スペースがある避難所では、ペット同伴やプライバシー確保等様々な理由により車中泊を選択される避難者がいます。
- 感染症が拡大している場合には、車中泊を選択する方が増える可能性があります。
- このような車中泊の方に対しては、熱中症やエコノミークラス症候群に配慮するため、保健師等が定期的に巡回することが必要です。
- また、夜間の安全確保にも注意してください。
- 物資や食料の配布についても、周知をどのように行うか、予め検討しておきます。
- 感染症対策としては、受付の際に車と車の間のスペースを十分とるようご案内し、ナンバーと乗車人員を把握します。
- 可能であれば、密にならないよう、受付場所を避難所内への入所者とは分けることを推奨します。

通常の避難所での生活に支障がある方については、「福祉避難所」等への移送を検討する

〈主な対応〉

- 生活環境の改善をはかる必要がある要配慮者の特定
- 福祉避難所への移動の検討、移動手段の確保
- 施設・病院への入院・入所を検討、移動手段の確保や入院・入所手続きの手配



福祉避難所への移送



避難者の受け入れ

- 通常の避難所での生活に支障がある方については、「福祉避難所」や「専門施設」「病院」への移送を検討します。
- 移送に際しては、移動手段の確保や入院・入所手続き等の手配も支援します。

No	問題
1	女性たちが避難所運営の意思決定に加わることで、特に高齢者や障害者、子供たちの命・健康のリスクの見守り体制が強化されることが期待される。
2	避難所の防犯対策は警察や消防団にまかせる。
3	避難所には、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人がいるため、ペットは避難所施設の外を滞在場所とする。
4	車中泊者への対応において気を付けるべきことに、「熱中症」や「エコノミークラス症候群」があげられる。

本ユニットの確認テストです。
問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

2分後に、解答と解説が表示されます。

No	問題	正解	解説
1	女性たちが避難所運営の意思決定に加わることで、特に高齢者や障害者、子供たちの命・健康のリスクの見守り体制が強化されることが期待される。	○	避難所運営委員会への女性の参加など、女性自身の視点から避難所運営を実施できるよう配慮します。
2	避難所の防犯対策は警察や消防団にまかせる。	×	地域住民主導による防犯・見守りのための体制づくりと定期的な見回り等の実施支援を行います。
3	避難所には、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人がいるため、ペットは避難所施設の外を滞在場所とする。	×	動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人に配慮して滞在場所を検討しますが、必ずしも外である必要はありません。避難所内でペットを管理するための滞在場所の確保や管理ルールを定め、その周知をはかります。
4	車中泊者への対応において気を付けるべきことに、「熱中症」や「エコノミークラス症候群」があげられる。	○	熱中症やエコノミークラス症候群の対策として車中泊者にも保健師等が巡回を行います。



ユニット10

避難所の運営管理





避難所から住まいへの移行を支援する中で、避難所から出られない被災者の立場や状況にも考慮したきめの細かい対応を行う

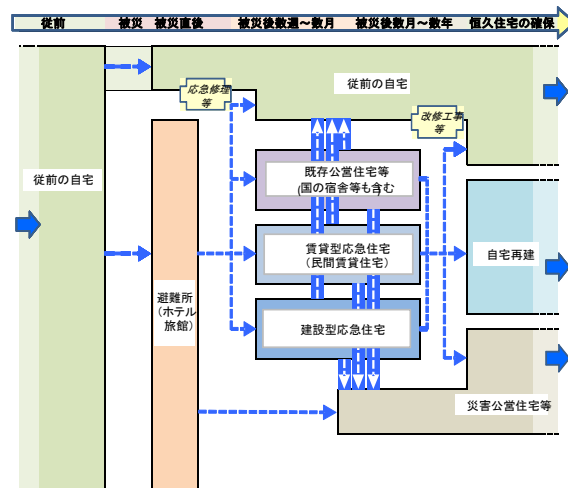
〈主な対応〉

- ライフライン復旧目安の把握・周知
- 二次避難所として、ホテル・旅館等の確保
- 住まいの選択肢や生活再建支援情報の提供
- 避難者の退所目途及び落ち着き先意向の把握
- 仮設住宅・公営住宅・その他住宅等の移行支援

留意点

- 避難所を出られない被災者については、事情を聴きながら解決する姿勢、避難者の立場を考慮したきめ細かい対応の準備が重要

<参考> 住まいの視点からみた災害救助法の救助



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の解消の一つの目安となります。
- 一定の期間が経過した段階で、仮設住宅、公営住宅、その他住宅等、避難者に落ち着き先の意向を調査します。
- 避難者に対して早くから見通しを示しつつ、避難者それぞれの事情を聴きながら解決する姿勢が必要です。
- できるだけ要望に沿う形で移行を支援し、避難所の解消につなげることが求められます。
- 避難所の解消目標期限までに避難者の落ち着き先が決まらず、ホテル・旅館の借り上げが実施された事例もありました。
- 被災者の立場を考慮したきめの細かい対応を早い段階から準備する必要があります。

退所目途の把握と避難所生活以降の落ち着き先意向調査を行い、意向調査の結果に応じて仮設住宅・公営住宅・その他住宅等の確保支援を行う

〈実施事項〉

- 避難者の生活再建に向けた支援
 - 退所目途の把握
 - 避難所生活以降の落ち着き先意向調査
 - 意向調査の結果に応じて仮設住宅・公営住宅・その他住宅等の確保支援
 - 引っ越しの見守り



- 退所目途の把握と避難所生活以降の落ち着き先意向調査を行い、意向調査の結果に応じて仮設住宅・公営住宅・その他住宅等の確保支援をします。
- 障害者、高齢者担当はNPO・ボランティアと協働し、引っ越しの見守りも行いましょう。

縮小・統合は、民間施設等を優先させ、避難所を退所した人の居住スペース分を縮小し、避難所全体を縮小していく。

避難所の縮小・統合の主な留意点

- 縮小・統合は、民間施設等を優先させ、最終的に市有施設に集約する。
- 避難所を退所した人の居住スペースは、原則としてそのスペース分について縮小し、避難所全体を縮小していく。
- さらに避難者が少なくなった場合は、近隣避難所との統合を検討する。
- 統合により、避難者が他の避難所に移動する場合は、ボランティア等の協力を得ながら、荷物の運搬等の支援を実施する。
- 避難所が統合された場合は、新たに避難所運営委員会を設立する。その後は、従来の避難所運営委員会と同じ業務を行う。



防災スペシャリスト養成eラーニング

- 避難所の縮小・統合は、おおむね次の点に留意し行う。
- なお、統廃合に当たっては、地域のコミュニティや避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮することが必要となる。
 - ・ 縮小・統合は、民間施設等を優先させ、最終的に市有施設に集約する。
 - ・ 避難所を退所した人の居住スペースは、原則としてそのスペース分について縮小し、避難所全体を縮小していく。
 - ・ さらに、避難者が少なくなった場合は、近隣避難所との統合を検討する。避難所の統合が決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送について、避難者に周知しておく。
 - ・ 統合により、避難者が他の避難所に移動する場合は、ボランティア等の協力を得ながら、荷物の運搬等の支援を実施する。
 - ・ 避難所が統合された場合は、新たに避難所運営委員会を設立する。その後は、従来の避難所運営委員会と同じ業務を行う。

避難所はその役目を終え、元の施設としての役割を取り戻すことを目的として解消に努める。

〈避難所の解消に向けた実施事項〉

- 施設管理者との事前協議を実施
- 解消の目安の検討
- 避難所の解消予定日の内外への周知
- 避難所解消後の在宅者支援体制の検討



- 解消の時期の目安がだいたいついてきたら、施設管理者との事前協議を実施し、解消の時期・周知の方法を検討します。
- そのうえで、避難所の解消予定日を内外へ周知します。
- 解消後の在宅者支援体制の検討もしっかり行うことが、避難者の安心につながります。
- 避難所が一日も早く本来の施設としての役割を取り戻すことを目的として、避難所解消に努めましょう。

地域のライフライン復旧を避難所の解消の目安とし、避難所の解消に向けて準備を進める

〈主な対応〉

- 引越しの見守り
- 施設管理者との事前協議の実施
 - 解消の時期、周知の方法
- 避難所の解消予定日の内外への周知
- 解消後の在宅者支援体制の検討



福祉避難所の退所式

留意点

- 本来の施設としての役割を取り戻すことを目的として解消に努める。



- 解消の時期の目安がだいたいついてきたら、施設管理者との事前協議を実施し、解消の時期・周知の方法を検討します。
- そのうえで、避難所の解消予定日を内外へ周知します。
- 解消後の在宅者支援体制の検討もしっかり行うことが、避難者の安心につながります。
- 避難所が一日も早く本来の施設としての役割を取り戻すことを目的として、避難所解消に努めましょう。

No	問題
1	避難所から出られない被災者がいたとしても、避難所の解消を優先で進める。
2	避難者の生活再建に向けて、避難所の退所 目途と避難所生活以降の落ち着き先意向 調査を行うことは重要である。
3	避難所以外にも活用する必要があるため、 市有施設の避難所の縮小・統合を優先し、 最終的に民間施設等に集約する。
4	避難所は地域の活動拠点でもあるため、避 難者が全員退所してもしばらくは避難所と して機能しなければならない。

本ユニットの確認テストです。
問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

2分後に、解答と解説が表示されます。



No	問題	正解	解説
1	避難所から出られない被災者がいたとしても、避難所の解消を優先で進める。	×	避難所を出られない被災者については、事情を聴きながら解決する姿勢、避難者の立場を考慮したきめ細かい対応の準備が重要です。
2	避難者の生活再建に向けて、避難所の退所目途と避難所生活以降の落ち着き先意向調査を行うことは重要である。	○	退所目途の把握と避難所生活以降の落ち着き先意向調査を行うことで、意向調査の結果に応じた仮設住宅・公営住宅・その他住宅等の確保支援を行います。
3	避難所以外にも活用する必要があるため、市有施設の避難所の縮小・統合を優先し、最終的に民間施設等に集約する。	×	縮小・統合は、民間施設等を優先させ、最終的に市有施設に集約します。
4	避難所は地域の活動拠点でもあるため、避難者が全員退所してもしばらくは避難所として機能しなければならない。	×	避難者が全員退所した場合、避難所はその役目を終え、元の施設としての役割を取り戻すことを目的として解消に努めましょう。